

最終改正 令和 8 年 9 月 30 日

国自審第1685号

制定 平成10年11月12日

自技第215号

自審第1253号

自環第222号

装置型式指定実施要領について(依命通達)

別添 装置型式指定実施要領

目次

- 第1 申請書、添付書面の提出先及び特定装置の提示先
- 第2 装置指定規則第4条第1項から第3項に規定する申請書の記載方法及び添付書面
- 第3 変更届
- 第4 既指定装置型式指定の申請
- 第5 英語訳の併記
- 第6 電子申請による申請等
- 第7 型式指定の申請を行う場合の特例
- 第8 装置型式指定基準
- 第9 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領
- 第10 COPステートメントに係る証明及び交付
- 第11 その他

第1 申請書、添付書面の提出先及び特定装置の提示先

- 1 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第75条の3第1項の規定による特定装置（以下「特定装置」という。）を製作することを業とする者若しくはその者から特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「製作者等」という。）又は特定改造を業とする者は、当該特定装置又は当該特定改造等に係る改造のためのプログラム等が組み込まれる特定装置の型式の指定（以下「型式指定」という。）の申請をする場合には、国土交通省物流・自動車局審査・リコール課（東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号。以下「審査・リコール課」という。）に、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号。以下「装置指定規則」という。）第4条第1項に規定する申請書、同条第2項及び第3項に規定する書面並びに別記様式1の提出書面一覧表（以下「提出書

面一覧表」という。)の書面を提出するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所(以下「研究所」という。)自動車認証審査部(東京都調布市深大寺東町7丁目42番地27号。以下「自動車審査部」という。)に申請書の写し、装置指定規則第4条第2項(第4号、第5号及び第8号を除く。)、第3項の書面及び提出書面一覧表を提出し、あわせて当該特定装置を提示するものとする。ただし、次のいずれかの特定装置(以下「システム装置」という。)の指定の申請をする場合にあっては、システム装置を備えた自動車等(以下「供試品」という。)を提示するものとする。

- (1) 自動車駆動用出力装置
- (2) 自動車駆動用燃料消費装置
- (3) 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置
- (4) 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置
- (5) 自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置
- (6) 自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置
- (7) 自動車駆動用電力消費装置
- (8) ペダル踏み間違い時加速抑制装置
- (9) 空気入ゴムタイヤ
- (10) 応急用予備走行装置
- (11) タイヤ空気圧監視装置
- (12) 操作装置
- (13) かじ取装置
- (14) 緊急車線維持装置
- (15) フルラップ前面衝突時の衝撃吸収式かじ取装置
- (16) フルラップ前面衝突時の衝撃吸収式かじ取装置及び感電防止装置
- (17) 二輪車等の施錠装置
- (18) 四輪自動車等の施錠装置
- (19) 外装
- (20) 制動装置
- (21) 衝突被害軽減制動制御装置
- (22) 横滑り防止装置
- (23) ブレーキアシストシステム
- (24) 燃料タンク及び燃料タンク取付装置
- (25) 燃料制御保護装置(高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第四十九条の二第一項各号に掲げる装置を除く。以下同じ。)(圧縮天然ガス又は液化天然ガ

スを燃料とするものに限る)

- (26) ガス容器取付装置 (圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものに限る)
- (27) ガス容器取付装置 (圧縮水素ガスを燃料とするものに限る)
- (28) 衝突時の車両火災防止装置
- (29) 電波障害防止装置
- (30) 感電防止装置
- (31) フルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置
- (32) フルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置
- (33) オフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置
- (34) オフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置
- (35) 側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置
- (36) 側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置
- (37) ポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置
- (38) ポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置
- (39) 後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置
- (40) 後面衝突時の燃料漏れ防止装置
- (41) 歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置
- (42) 車両転覆時の乗員保護装置
- (43) 側面保護装置及び側面保護装置取付装置
- (44) 突入防止装置及び突入防止装置取付装置 (突入を防止できる構造装置を含む。)
- (45) 前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置 (潜り込みを防止できる構造装置を含む。)
- (46) 内装
- (47) 運転者席
- (48) 視界内表示投影装置
- (49) 座席
- (50) 座席及び頭部後傾抑止装置
- (51) 仕切り装置
- (52) 年少者用補助乗車装置取付具
- (53) バス座席及び座席取付装置
- (54) 座席ベルト取付装置
- (55) 乗降口の扉の解放防止装置
- (56) 騒音防止装置
- (57) 一酸化炭素等発散防止装置
- (58) ディフィートストラテジー防止装置
- (59) 前照灯 (配光可変型前照灯に限る。)

- (60) 前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置
- (61) 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置
- (62) 警音器
- (63) 車線逸脱警報装置
- (64) 車両接近通報装置
- (65) 事故自動緊急通報装置（取付装置に限る）
- (66) 側方衝突警報装置
- (67) 車両後退通報装置
- (68) 眠気警報装置
- (69) 脇見警報装置
- (70) 後写鏡等及び後写鏡等取付装置
- (71) 直前直左右確認装置及び直前直左右確認装置取付装置
- (72) 後退時車両直後確認装置
- (73) 速度計及び走行距離計
- (74) サイバーセキュリティシステム
- (75) プログラム等改変システム
- (76) 自動運行装置
- (77) 事故情報計測・記録装置

2 法第 102 条第 4 項の規定により納めなければならない手数料は、道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 69 条第 1 項の規定に基づき、国に納めなければならない手数料については、特定装置の申請 1 件につき 8 万円 相当の自動車検査登録印紙を申請書に貼付することにより納付し、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に納めなければならない手数料は、所定の額を現金により納付するものとする。

また、法第 102 条第 4 項の規定により、第 6 第 1 項に規定する電子申請を行った場合には、国に納めなければならない手数料について、現金による納付を行うことができる。

- 3 申請書、装置指定規則第 4 条第 2 項及び第 3 項に規定する書面（以下「添付書面」という。）及び供試品の提出又は提示は、当該特定装置の申請に係る提出書面一覧表（書面の提出又は省略の別を記したもの）を添付し、上記 1 の部署に持参又は郵送等により行うこととする。郵送等による場合であって、配達又は輸送上の支障が生じた場合には、申請者の責任において対処するものとする。
- 4 既に同一の添付書面を提出しているときは、その旨を提出書面一覧表に記載することにより当該書面の提出を省略することができるものとする。

第 2 装置指定規則第 4 条第 1 項から第 3 項に規定する申請書の記載方法及び添付書面

- 1 装置指定規則第4条第1項第2号に規定する特定装置の名称及び型式については、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則（以下「協定規則」という。）に該当する申請の場合、当該協定規則の認定証に規定する名称及び型式を記載すること。
- 2 装置指定規則第4条第1項第4号に規定する主たる製作工場の名称及び所在地については、当該装置が道路運送車両の保安基準に適合し、かつ、均一性を有することを確認する工場の名称及び所在地を記載すること。なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。ただし、当該装置に係る指定の申請が第8のただし書に規定する場合に該当し、当該装置の製作等を行わない場合にあっては、その旨を記載すること。
- 3 装置指定規則第4条第2項第3号に規定する道路運送車両の保安基準の規定に適合することを証する書面には、別記様式2の宣誓書を添付すること。また、装置型式指定基準に関し、第8のただし書の適用を受けようとする場合にあっては、第8に規定する保安基準を特定するために必要な書面についても添付すること。
- 4 装置指定規則第4条第2項第4号に規定する品質管理システムに係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面には、次に掲げる事項を定めた規程類の名称を記載すること。なお、国際標準化機構（以下「ISO」という。）9001の規格若しくはこれと同等以上の規格に係る認証を受けていることを証する書面の写し又は第10に基づき交付された協定の細目1（製造の適合性に関する手続）に基づく適合証明書（協定加盟国の権限ある機関が発行したこれに相当する書面を含む。以下「COP ステートメント」という。）の写しであっても差し支えない。

この場合において、EN（European Norm）IS09001、JIS（日本産業規格）Q9001又はIATF16949の各規格はIS09001と同等以上の規格の例とする。

- (1) 品質管理システムに係る業務組織
- (2) 品質管理システムに係る実施要領
 - ① 品質管理システムの方針及び目標
 - ② 品質管理システムに係る計画
 - ③ 品質管理システムに係る評価の方法
 - ④ 継続的改善並びに是正措置及び予防措置（不具合情報の収集・分析、当該情報を踏まえた対応を含む。）
- 5 装置指定規則第4条第2項第5号に規定する検査実施要領については、次に掲げる事項を記載すること。なお、COP ステートメントの写しであっても差し支えない。
 - (1) 検査の業務組織
 - (2) 検査の実施要領（該当する協定規則に基づく検査を含む。）

- ① 検査の実施項目
 - ② 検査の実施方法
 - ③ 検査の実施方式
 - ④ 検査用機械器具の一覧表
- 6 型式の指定を申請する者は、前項(1)及び(2)に掲げる事項に係る変更の管理に関する手順を記載した書面を提出することができる。
- 7 装置指定規則第4条第2項第6号に規定する特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲については、型式指定の申請を法第75条第1項の規定による自動車の型式についての指定の申請（以下「自動車型式指定申請」という。）、法第75条の2第1項の規定による共通構造部についての指定の申請（以下、「共通構造部型式指定申請」という。）又は「自動車型式認証実施要領について」（平成10年11月12日自審第1252号。以下「認証実施要領」という。）別添2「新型自動車取扱要領」による届出（以下「新型自動車届出」という。）に先立って行う場合には、取り付けることができる自動車の車名及び型式又は取り付けることができる自動車を特定する事項を記載するものとする。
- 8 装置指定規則第4条第2項第9号に規定にする不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面については、当該不正行為の全容及び不正行為の再発を防止するための組織体制の見直しを含めた具体的な措置を記載すること。
- 9 サイバーセキュリティシステム又はプログラム等改変システムについて型式の指定を申請する場合にあっては、能力基準適合証明書の写しを添付すること。
- 10 ガス容器及びガス容器附属品（以下「ガス容器等」という。）について型式の指定を申請する場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面を添付すること。ただし、高圧ガス保安法第49条の5に定める容器等製造業者の登録を受けた者にあっては、そのことを証する書面に代えることができる。
- (1) ガス容器等製造設備の概要
 - (2) ガス容器等検査設備の概要
 - (3) 別紙1に規定する技術的要件を満足していること
- 11 装置指定規則第4条第2項（第2号及び第7号を除く。）及び第3項に規定する書面が日本語で記載されている以外のものにあっては、これを翻訳した書面を添付すること。

第3 変更届

- 1 装置指定規則第8条第1項第1号の変更届出は、申請時に提出した書面のうち、当該変更に係る事項を記載した書面（装置指定規則第4条第2項の書面をいう。）と同一の様式により提出するものとする。
- 2 装置指定規則第8条第1項第1号第2欄の国土交通大臣が定める事項は第2第5項(2)④の検査用機械器具の一覧表（第2第6項の変更の管理に関する手順に記載されてい

る場合に限る。)。

- 3 装置指定規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する軽微な変更とは、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。また、装置指定規則第 8 条第 1 項第 2 号の届出の提出時期について同号第 4 欄に「変更後遅滞なく」とあるのは、変更前又は変更後遅滞なく行うことをいう。
 - (1) 当該変更を行った特定装置が保安基準に適合するかどうかの審査を機構において行う必要がないと審査・リコール課及び機構が判断すること。
 - (2) 通知書（添付書面を除く）の記載事項に変更がないこと。
 - (3) 装置型式指定基準の改訂が予定されている場合、当該変更が改訂後の基準に適合させるための内容でないこと。

第 4 既指定装置型式指定の申請

装置指定規則第 4 条の別紙 2 の既に指定を受けた装置の型式についての指定（以下「既指定装置型式指定」という。）の申請に際し、装置指定規則第 4 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に掲げる書面の変更が必要であるときは、既指定装置型式指定の申請と同時に変更届を提出するものとする。

第 5 英語訳の併記

申請書又は届出書には、英語訳を併記することができる。

第 6 電子申請による申請等

- 1 装置指定規則第 4 条の装置型式指定申請、第 4 条の 2 の既指定装置型式指定申請、第 8 条の届出は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成 14 年法律第 151 号。以下「行政手続オンライン化法」という。）に基づく国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請・届出等（以下「電子申請」という。）により行うことができる。
- 2 電子申請を行う場合に申請等に係る添付書面は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）のうちワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて作成し、Adobe PDF(Portable Document Format)形式（以下「PDF 形式」という。）で記録したものとする。

また、ワープロソフト又は表計算ソフト等を用いて電磁的記録を作成することができない場合にあっては、イメージスキャナー等を用いて作成し、PDF 形式で記録した電磁的記録でもよいものとする。この場合において、イメージスキャナーによる画像等の読み取りの解像度は 200dpi 程度とする。
- 3 2 の添付書面の電磁的記録のファイル名は別紙 2 のとおりとする。
- 4 電子申請を行う際の装置型式指定申請書、既指定装置型式指定申請書又は指定装置変

更届の備考中、各型式毎の添付書面の欄には、該当する添付書面番号ごとに「1」の数字を記入することとする。

第7 型式指定の申請を行う場合の特例

1 複数の特定装置の型式指定の申請を同時に行う場合の特例

複数の特定装置が一体である装置について、複数の型式指定の申請を同時に行う場合（第6の電子申請による申請を行う場合を除く。）には、装置指定規則第4条第1項の申請書中特定装置の種類又は特定装置の名称及び型式の欄に申請に係る特定装置の種類又は特定装置の名称及び型式をそれぞれ併記することにより一括して申請することができる。

この場合において、第1第2項に規定する手数料のうち、国に納めなければならない手数料については、特定装置の種類に応じた数に5万円を乗じた金額に相当する自動車検査登録印紙を申請書に貼付することにより納付し、機構に納めなければならない手数料は、所定の額を現金により納付するものとする。また、装置指定規則第4条第2項第2号から第7号及び同条第3項の書面について、その内容が重複する場合には、その旨を提出書面一覧表に記載することにより、その内容の書面を1部提出すれば足りるものとする。

2 騒音防止装置又は一酸化炭素等発散防止装置の型式指定の申請に係る特例

(1) 騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に備えるものに限る。以下、この項において同じ。）又は一酸化炭素等発散防止装置に係る型式指定の申請をする者であって、現に自動車型式指定申請、共通構造部型式指定申請又は新型自動車届出を行っている者にあつては、自動車型式指定申請、共通構造部型式指定申請又は新型自動車届出を行う際に提出した書面と当該型式指定の申請の際に提出する書面と内容が重複するものについては、その旨を提出書面一覧表に記載することにより、重複する添付書面を省略することができる。

(2) 騒音防止装置又は一酸化炭素等発散防止装置については、既に自動車型式指定申請、共通構造部型式指定申請又は新型自動車届出の際に実施した審査の結果から、第8に規定する装置型式指定基準に適合していることが明らかであると判断される場合は、型式指定の際の試験を省略することができる。

3 現に型式認定を受けている装置の型式指定申請に係る特例（装置指定規則第5条に規定する装置を除く。）

(1) 添付書面の提出

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年10月9日運輸省令第67号）による改正前の道路運送車両法施行規則（以下「旧規則」という。）第62条の3の2、第62条の4及び第63条の規定に基づき保安装置等の型式認定（以下「型式認定」という。）を受ける際に提出した申請書の添付書面と当該型式指定の申請の際に提出する書面と内容が重複するものについては、その旨を提出書面一覧表に記載するこ

とにより、重複する添付書面を省略することができる。

(2) 供試品の試験

型式認定を受けている特定装置について型式の変更がなく、かつ、型式認定を受ける際に適用された基準と型式指定を申請する際に適用される装置型式指定基準の内容が同一である場合には、研究所の実施する試験の全部又は一部を省略することができる。

第8 装置型式指定基準

法第75条の3第3項の指定の判定に係る基準は、次表左欄の装置指定規則第2条各号に掲げる装置の種類に応じて、同表右欄において定めるものとする。ただし、当該指定に係る申請が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）第3条第1項ただし書の規定による法第99条の3第1項の許可を申請することのみを目的とするものである場合にあっては、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）で定めるところにより、当該申請に係るプログラム等の改変により改造される自動車の装置に適用される保安基準とすることができる。

特定装置の種類	装置型式指定基準
1. 自動車駆動用出力装置	協定規則第85号 <u>協定規則第177号改訂版</u>
2. 自動車駆動用燃料消費装置	<u>協定規則第154号第4改訂版 (レベル1Aに係る部分を除く。)</u>
3. 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
4. 自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
5. 自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
6. 自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
7. 自動車駆動用電力消費装置	
8. ペダル踏み間違い時加速抑制装置	協定規則第175号改訂版
9. 二輪自動車用空気入ゴムタイヤ	協定規則第75号
10. 乗用車用空気入ゴムタイヤ	協定規則第30号第2改訂版 協定規則第117号第4改訂版
11. トラック、バス及びトレーラ用空気入ゴムタイヤ	協定規則第54号 協定規則第117号第4改訂版
12. 空気入ゴムタイヤ	協定規則第142号改訂版

13. 応急用予備走行装置	協定規則第 64 号第 3 改訂版
14. タイヤ空気圧監視装置	協定規則第 141 号改訂版
15. 操作装置（二輪自動車）	協定規則第 60 号
16. 操作装置（二輪自動車以外）	協定規則第 121 号
17. かじ取装置	協定規則第 79 号第 4 改訂版 協定規則第 171 号改訂版
18. 緊急車線維持装置	協定規則第 178 号
19. かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	協定規則第 12 号第 5 改訂版
20. かじ取装置の衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	
21. 二輪車等の施錠装置	協定規則第 62 号改訂版
22. 四輪自動車等の施錠装置	協定規則第 116 号改訂版 協定規則第 161 号
23. イモビライザ	協定規則第 116 号改訂版 協定規則第 162 号
24. 乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車の制動装置	協定規則第 13H 号第 2 改訂版
25. 二輪自動車等の制動装置	協定規則第 78 号第 6 改訂版
26. トラック、バス及びトレーラの制動装置	協定規則第 13H 号第 2 改訂版 協定規則第 13 号第 15 改訂版
27. トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置	協定規則第 131 号第 2 改訂版
28. 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置	協定規則第 152 号第 2 改訂版
29. 横滑り防止装置	協定規則第 140 号
30. ブレーキアシストシステム	協定規則第 139 号
31. 燃料タンク	協定規則第 34 号第 4 改訂版
32. 燃料タンク及び燃料タンク取付装置	
33. 衝突時の車両火災防止装置	
34. ガス容器（圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものに限る）	協定規則第 110 号第 6 改訂版
35. ガス容器及びガス容器附属品（圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものに限る）	
36. ガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置（圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものに限る）	
37. ガス容器及び燃料制御保護装置（圧縮天然ガス又	

は液化天然ガスを燃料とするものに限る)	
38. ガス容器附属品（圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものに限る）	
39. ガス容器附属品及び燃料制御保護装置（圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものに限る）	
40. 燃料制御保護装置（圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものに限る）	
41. ガス容器取付装置（圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものに限る）	
42. ガス容器及びガス容器附属品（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る）	協定規則第 134 号第 3 改訂版 協定規則第 146 号
43. ガス容器附属品（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る）	
44. ガス容器取付装置（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る）	
45. 電波障害防止装置	協定規則第 10 号第 7 改訂版
46. サイバーセキュリティシステム	協定規則第 155 号
47. プログラム等改変システム	協定規則第 156 号改訂版
48. 原動機用蓄電池	協定規則第 100 号第 5 改訂版
49. 感電防止装置	協定規則第 136 号改訂版
50. 歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	協定規則第 127 号第 4 改訂版
51. 車両転覆時の乗員保護装置	協定規則第 66 号第 2 改訂版
52. フルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	協定規則第 137 号第 4 改訂版
53. フルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
54. オフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	協定規則第 94 号第 5 改訂版
55. オフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
56. 側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置並びに乗員保護装置	協定規則第 95 号第 6 改訂版
57. 側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
58. ポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	協定規則第 135 号第 2 改訂版

59. ポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
60. 後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	協定規則第 153 号改訂版
61. 後面衝突時の燃料漏れ防止装置	
62. 外装	協定規則第 26 号第 4 改訂版
63. 外装の手荷物積載用部品	
64. 外装のアンテナ	
65. 側面保護装置	協定規則第 73 号第 2 改訂版
66. 側面保護装置及び側面保護装置取付装置	
67. 突入防止装置	協定規則第 58 号第 3 改訂版
68. 突入防止装置及び突入防止装置取付装置	
69. 前部潜り込み防止装置	協定規則第 93 号
70. 部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置	
71. 内装	協定規則第 21 号改訂版
72. 運転者席	協定規則第 125 号第 3 改訂版 協定規則第 167 号改訂版
73. 視界内表示投影装置	協定規則第 176 号
74. 座席	協定規則第 17 号第 12 改訂版
75. 座席及び頭部後傾抑止装置	
76. 仕切り装置	協定規則第 126 号
77. バス座席及び座席取付装置	協定規則第 80 号第 4 改訂版
78. 座席ベルト取付装置	協定規則第 14 号第 9 改訂版
79. 座席ベルト	協定規則第 16 号第 10 改訂版 協定規則第 173 号改訂版 協定規則第 174 号改訂版
80. 頭部後傾抑止装置	協定規則第 25 号第 4 改訂版
81. 年少者用補助乗車装置取付具	協定規則第 145 号改訂版
82. 年少者用補助乗車装置	協定規則第 129 号第 4 改訂版
83. バス（座席一体型）の年少者用補助乗車装置	協定規則第 170 号
84. 乗降口の扉の開放防止装置	協定規則第 11 号第 4 改訂版
85. 窓ガラス	協定規則第 43 号改訂版
86. 騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車以外）	協定規則第 41 号第 6 改訂版 協定規則第 51 号第 3 改訂版
87. 騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及	別添 20

び大型特殊自動車)	
88. 一酸化炭素等発散防止装置	別添 21
89. ディフィートストラテジー防止装置	<u>協定規則第 168 号改訂版 (レベル 1A に係る部分を除く。)</u>
90. 前照灯	協定規則第149号改訂版
91. 前照灯洗浄器	協定規則第 45 号改訂版
92. 前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	
93. 前部霧灯	協定規則第 149 号改訂版
94. 側方照射灯	
95. 車幅灯	協定規則第148号改訂版
96. 尾灯	
97. 制動灯	
98. 補助制動灯	
99. 前部上側端灯	
100. 後部上側端灯	
101. 昼間走行灯	
102. 番号灯	
103. 側方灯	
104. 後部霧灯	
105. 駐車灯	
106. 後退灯	
107. 低速走行時照射灯	
108. 車両後退表示投影装置	
109. 前部反射器	協定規則第 150 号改訂版
110. 側方反射器	
111. 後部反射器	
112. 大型後部反射器	
113. 再帰反射材	
114. 警音器の警報音発生装置	協定規則第 28 号
115. 警音器	
116. 警告反射板	別添 43
117. 停止表示器材	協定規則第 150 号改訂版
118. 盗難発生警報装置	協定規則第 116 号改訂版 協定規則第 163 号
119. 車線逸脱警報装置	協定規則第 130 号改訂版

120. 車両接近通報装置	協定規則第 138 号第 2 改訂版
121. 事故自動緊急通報装置	協定規則第 144 号改訂版
122. 側方衝突警報装置	協定規則第151号
123. 車両後退通報装置の通報音発生装置	協定規則第165号
124. 車両後退通報装置	
<u>125. 眠気警報装置</u>	<u>協定規則第182号</u>
<u>126. 脇見警報装置</u>	<u>協定規則第183号</u>
<u>127. 方向指示器</u>	協定規則第148号改訂版
<u>128. 光源</u>	協定規則第37号第 3 改訂版 協定規則第99号
<u>129. 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置</u>	協定規則第 48 号第 9 改訂版 協定規則第 53 号第 4 改訂版
<u>130. 後写鏡等</u>	協定規則第 46 号第 7 改訂版 協定規則第 81 号
<u>131. 後写鏡等及び後写鏡等取付装置</u>	
<u>132. 直前直左右確認装置</u>	協定規則第 166 号改訂版
<u>133. 直前直左右確認装置及び直前直左右確認装置取付装置</u>	
<u>134. 後退時車両直後確認装置</u>	協定規則第 158 号
<u>135. 後方視界看視装置</u>	別添 53
<u>136. 速度計及び走行距離計</u>	協定規則第 39 号第 2 改訂版
<u>137. 自動運行装置</u>	協定規則第 157 号改訂版
<u>138. 運行記録計</u>	別添 51
<u>139. 速度表示装置</u>	別添 52
<u>140. 小型車の事故情報計測・記録装置</u>	協定規則第160号第 2 改訂版
<u>141. 大型車の事故情報計測・記録装置</u>	協定規則第169号

第9 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領

施行規則第 62 条の 3 第 1 項の検査対象外軽自動車等の型式認定のうち、当該自動車等の装置の型式に限った認定（以下「検査対象外軽自動車等の装置の型式認定」と総称する。）の申請については、別紙 3「検査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領」により取り扱うものとする。

第10 COPステートメントに係る証明及び交付

協定規則に適合する特定装置について型式指定の申請を行う者は、別紙 4 に定めるところにより、COP ステートメントの交付を申請することができる。

第11 その他

- 1 国土交通大臣は、その型式について指定を受けた特定装置が、保安基準に適合していないおそれがある場合、又は均一性を有するものでないおそれがある場合で特に必要であると認めるときは、法第 100 条の規定に基づき当該特定装置の製作者に対して報告徴収又は立入検査を実施するものとする。
- 2 国土交通大臣は、国際連合の型式認定を行う他の締約国の当局から COP ステートメントの申請があった場合、協定の細目1に基づき当該締約国の当局に対して COP ステートメントを送付するものとする。
- 3 協定規則第 171 号に係る特定装置として指定を受けたかじ取装置の製作者等は、協定規則第 171 号の規則 7.に基づき、市場の自動車に係る安全上重要な事象に係る監視及び報告（以下この項において単に「報告」という。）を行われなければならない。この場合において、報告の内容その他の報告に関し必要な事項は、当該製作者等と審査・リコール課の間で合意して決める。

別記様式 1（提出書面一覧表）

提出書面一覧表		
装置の名称・型式		
書 面 の 名 称	提 出・省 略 の 別	備 考

（日本産業規格A列4番）

- 備考 1 記載内容が多く、書き切れない場合は、別葉とすることができる。
- 2 書面の名称欄には、申請等の種類に応じ、提出を要するとされた添付書面の名称を記載すること。
- ただし、書面の名称をあらかじめ網羅して記載した提出書面一覧表を用いるときは、提出を要しない書面について提出・省略の別欄に「－」又は「／」を記入すること。
- 3 提出・省略の別欄には、書面を提出する場合には「○」を、書面の提出を省略する場合には「×」をそれぞれ記入すること。
- 4 備考欄には、書面の提出を省略する理由を具体的に記載すること。
- （例；DBA-ABC123（H22 国自審第 1234 号）で提出）

別記様式 2（宣誓書）

宣 誓 書

年 月 日
宣誓者の氏名又は名称

特定装置の名称及び型式

申請又は届出に係る上記特定装置は、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合するものであり、かつ、申請にあたり提出する申請書又は届出にあたり提出する届出書その他の書面には、国土交通大臣が定めるところにより適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしたことに相違ありません。

（日本産業規格 A 列 4 番）

別紙1 圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器等の取扱要領

圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器等の製造等（当該型式指定自動車の装置として製造し、細目告示第20条に定める基準による試験（容器等再試験を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、次のとおり取扱うこととする。ただし、高圧ガス保安法第49条の5に定めるガス容器等製造業者の登録を受けている者にあっては、この限りでない。

「圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器等の取扱要領」

目次

第1 適用範囲

第2 製作者等においてガス容器等の製造等を行う場合の体制

第1 適用範囲

圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器等に適用する。

第2 製作者等においてガス容器等の製造等を行う場合の体制

圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器等の製造を行う場合は、ガス容器等の製造及び試験を行う能力を有するものとして、以下に定める技術的要件を満足していること。

（ガス容器等製造設備）

- 1 製造設備（金型、治具等の附属製造設備を含む。以下同じ。）としてガス容器等の種類に応じて必要なものを保有し、それらの設備について適切な管理方法（点検、保守、校正等の実施の箇所・項目・周期・方法・判定基準、設備台帳による管理等をいう。）についての文書化された手順を確立し、これに基づき管理すること。
- 2 製造設備のうち、ガス容器等の種類に応じて、別表1で定める能力を有する必要なガス容器等製造設備を自社又は外注業者において保有し、かつ、当該設備を同表で定める管理方法に基づき管理しなければならない。この場合において、外注業者において保有されている製造設備については自社内に保有しなくてもよいものとする。

なお、別表1に定める要件に限らず、容器保安規則（昭和41年経済産業省令第50号）又は国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）に照らして適当と認められるものであってもよい。

(ガス容器等試験設備)

- 3 試験設備としてガス容器等の種類に応じて必要なものを保有し、当該設備について適切な管理方法（点検、保守、校正等の実施の箇所・項目・周期・方法・判定基準・環境条件、実施後不適合があった場合の処置、設備台帳による管理等をいう。）についての文書化された手順を確立し、これに基づいて適切に実施すること。
- 4 試験設備のうち、ガス容器等の種類に応じて、別表2で定める能力を有する必要なガス容器等試験設備を自社又は外注業者において保有し、かつ、当該設備を同表で定める管理方法に基づき管理しなければならない。この場合において、外注業者において保有されている試験設備については自社内に保有しなくてもよいものとする。

なお、別表2に定める要件に限らず、容器保安規則又は国際相互承認に係る容器保安規則に照らして適当と認められるものであってもよい。

(外注管理)

- 5 2又は4に基づき、ガス容器等の製造及び試験に影響するプロセスを外注する場合、外注するプロセスを確実に管理し、かつ、製造プロセス及びガス容器等試験設備に係る試験プロセスにあっては、以下に定める要求事項を満たしていること。

ア 外注先の選定、評価及び再評価並びに外注先に対する要求事項又は外注先が実施する試験を確実にするための文書化された手順を確立し、かつ、これに基づき適切に実施していること。

イ 外注先が実施した試験の結果を自社において承認するための文書化された手順を確立し、かつ、これに基づき適切に実施していること。

(刻印又は標章)

- 6 細目告示別添131、132又は133の各技術基準に基づき製作者等が指定する者が刻印又は標章の掲示を実施した場合にあっては、刻印又は標章にかかる品質について申請者が管理、監督するものとする。
- 7 前項の刻印又は標章と紛らわしい刻印等をしてはならない。

(容器試験を実施する者)

- 8 ガス容器等の試験を実施するために必要な知識経験を有する者がガス容器等の試験を実施すること。

この場合において、次の各号のいずれかに掲げる者であり、2名以上業務に携わっている場合は、この要件を満たす例とする。

ア 高圧法による甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、ガス容器又はガス容器附属品の試験に1年以上従事した経験を有する者。

イ 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、ガス容器又はガス容器附属品の試験に2年以上従事した経験を有する者。

ウ ガス容器又はガス容器附属品の試験に5年以上従事した経験を有する者。

別表1 ガス容器等製造設備の要件（第2 2. 関係）

区分	製造設備名	能力	管理方法
金属ライナ□製容器	素材切断設備	素材切断設備は、当該設備の最大切断寸法が、容器試験を行う容器の使用材料に応じた最大寸法以上であること。	① 製造設備は、ガス容器等の品質特性を確保するために必要な性能及び精度を有していること。 ② 製造設備に必要な性能及び精度を保持するために必要な点検、修理、校正等についての文書化された手順を定め、当該手順に基づき、設備を管理していること。
	穿孔及び搾伸設備	穿孔及び搾伸設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器のうち最大径の容器の使用材料をプレスする能力を有していること。 (1) 加圧力 (2) 加圧ストローク	
	絞り成形設備	絞り成形設備は、容器試験を行う容器の製造方法に応じて次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 頭部又は底部の絞り成形設備のチャック径が、容器試験を行う容器の径にしていること。 (2) その他成形設備の金型又はチャック径が、容器試験を行う容器の径にしていること。	
	熱処理設備	熱処理設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の製造方法に応じて当該容器の熱処理に必要な能力を有していること。 (1) 熱処理設備の最高加熱温度、炉長及び送り速度 (2) 温度測定装置 イ 熱電対の仕様及びその数 ロ 温度測定記録装置の仕様	

	フィラメントワインディング成形設備	フィラメントワインディング成形設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器のフィラメントワインディング成形に必要な能力を有していること。 (1) 容器の回転速度 (2) 送り速度
	機械加工設備	機械加工設備は、容器試験を行う容器の使用材料のうち最大寸法の材料を加工する能力を有していること。
	熱硬化設備	熱硬化設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の製造方法に応じて当該容器の熱処理に必要な能力を有していること。 (1) 熱硬化設備の最高加熱温度及び処理室内寸法 (2) 温度測定装置の仕様
	ネックリング取付設備	ネックリング取付設備は、当該設備のチャック径が容器試験を行う容器の径に応じていること。
	自緊処理設備	自緊処理設備は、次の各号に掲げる機器について、それぞれ当該各号に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 自緊処理圧力に対して十分な昇圧能力を有し、圧力制御可能であること。 (2) 圧力計 最高測定値が自緊処理圧力の1.5倍以上であって3倍以下のものであること。
	洗浄設備	洗浄設備は、次の各号に掲げる設備(それぞれ当該各号に掲げる能力を有するものに限る。)のいずれかを保有していること。 (1) 容器回転式洗浄機、ショットブラスト又はサンドブラスト 当該設

		備の最大処理径が容器試験を行う容器の径に依拠していること。 (2) 酸又はその他の薬剤等を用いる洗浄設備 当該設備のうち洗浄槽及び乾燥設備の寸法並びに洗浄及び乾燥温度が容器試験を行う容器に依拠したものであること。 (3) ワイヤ等を用いる回転式洗浄機 当該設備のうち回転軸の最大長さが容器試験を行う容器の長さに依拠していること。	
	はかり	はかりは、容器試験を行う容器の質量に適した秤量で、当該容器の質量の 1/200 又は 0.1kg まで計測する能力を有していること。	
	保護塗装設備	保護塗装設備は、次の各号に掲げる事項(自然乾燥を行う場合にあっては、第3号に掲げるものを除く。)について、それぞれ当該各号に掲げるものであること。 (1) 塗装方式 次に掲げるいずれかの方式であること。 - イ エアスプレー方式 - ロ エアレススプレー方式 - ハ 静電塗装方式 - ニ 浸漬方式 - ホ 電着塗装方式 - ヘ 粉体塗装方式 (2) 前処理設備 次に掲げるいずれかの設備であること。 - イ 脱脂設備 - ロ ショットブラスト等 - ハ 酸洗い設備 - ニ 被膜化成処理設備 - ホ 水洗い設備 - ヘ 水切り乾燥設備	

		(3) 乾燥設備 次に掲げるいずれかの設備であること。 イ 直接加熱炉 ロ 間接加熱炉	
プラスチック ライナー 製容器	機械加工設備	機械加工設備は、容器試験を行う容器の製造方法に応じて次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 容器試験を行う容器のうち最大寸法の材料を加工する能力を有していること。 (2) 機械加工設備のうちボス成形のための鍛造設備は、当該設備のうち次に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 イ 素材切断機 当該機器の最大切断寸法が容器試験を行う容器の使用材料に応じた最大寸法以上であること。 ロ 加熱装置 容器試験を行う容器の製造に適した加熱力を有していること。 ハ 温度制御装置 温度管理を行う能力を有していること。 ニ プレス機 容器試験を行う容器の使用材料をプレスする能力を有していること。	
	ライナー成形設備	ライナー成形設備は、次の各号に掲げる能力を有していること(溶接を行わない場合にあっては、第2号を除く。)。 (1) ライナー成形設備のうち次に掲げる機器は、容器試験を行う容器の製造方法に応じてそれぞれ次に掲げる能力を有していること。	

		イ 回転成形機 金型の寸法及び温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ロ ブロー成形機 金型の寸法及び押出機の温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ハ 射出成形機 金型の寸法及び射出圧力が容器試験を行う容器に応じたものであること。 ニ 押出成形機 金型の寸法及び温度管理が容器試験を行う容器に応じたものであること。 (2) ライナー成形設備のうち溶接機にあっては、次に掲げる事項について、容器試験を行う容器を溶接する能力を有していること。 イ 加圧力 ロ 温度管理	
	熱処理設備	熱処理設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器の熱処理を行う能力を有していること。 (1) 熱処理設備の最高加熱温度及び処理室内寸法 (2) 温度測定装置の仕様	
	フィラメントワインディング成形設備	フィラメントワインディング成形設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器に対するフィラメントワインディング成形に必要な能力を有していること。 (1) 容器の回転速度 (2) 送り速度	
	熱硬化設備	熱硬化設備は、次の各号に掲げる事項について、容器試験を行う容器	

		の熱処理を行う能力を有していること。 (1) 熱硬化設備の最高加熱温度及び処理室内寸法 (2) 温度測定装置の仕様	
	電食防止措置設備	電食防止措置設備は、容器試験を行う容器に電食防止措置を施すのに適切な方式であること。	
	保護層組付設備	保護層組付設備は、容器試験を行う容器のうち最大寸法の保護層を組み付ける能力を有していること。	
ガス容器附属品	鍛造設備	鍛造設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 素材切断機 最大切断寸法が容器試験を行うガス容器附属品の使用材料に応じた最大寸法以上であること。 (2) 加熱装置 容器試験を行うガス容器附属品の製造に適した加熱力を有していること。 (3) 温度制御装置 温度管理を行う能力を有していること。 (4) プレス機 容器試験を行うガス容器附属品の使用材料をプレスする能力を有していること。	
	鑄造設備	鑄造設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器等について、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 造型機 鑄型の製造に適した加圧力を有していること。 (2) 溶解炉 溶解に十分な加熱力及び温度管理能力を有していること。	

		(3) 熱処理設備 最大処理能力及び温度測定装置が熱処理を行う能力を有していること。	
	附属品加工設備	附属品加工設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 多軸加工設備 当該設備の仕様が加工対象に適していること。 (2) 多軸加工設備以外 旋盤及びボール盤等のチャック径が容器試験を行うガス容器附属品の径に応じていること。	
	洗浄設備	洗浄設備は、次の各号に掲げる設備(それぞれ当該各号に掲げる能力を有するものに限る。)のいずれかを保有していること。 (1) ショットブラスト又はサンドブラスト 当該設備の処理室の容積が容器試験を行うガス容器附属品の処理に適したものであること。 (2) 酸又はその他の薬剤等を用いる洗浄設備 当該設備のうち洗浄槽及び乾燥設備の寸法並びに洗浄及び乾燥温度等が容器試験を行うガス容器附属品に応じたものであること。	
	附属品組立設備	附属品組立設備は、次の各号に掲げる容器試験を行うガス容器附属品の組立方法に係る区分に応じて、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 組立方法が自動化されたもの 次に掲げる事項について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。	

		イ 最大生産能力 容器試験を行うガス容器附属品の最大生産能力に 応じていること。 ロ チャック径 容器試験を行うガス容器附属品の径に 応じていること。 ハ トルク範囲 容器試験を行うガス容器附属品の締め付けトルクに 適合していること。 (2) 組立方法が自動化されていないもの トルクレンチの使用できるトルク範囲が容器試験を行うガス容器附属品の締め付けトルクに適合していること。	
--	--	--	--

別表2 ガス容器等試験設備の要件（第2 4. 関係）

区分	検査設備名	能力	管理方法
金属ライナ□製容器	寸法測定器具	寸法測定器具(ねじゲージを含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ ノギス JIS B7507(2016)ノギス ロ マイクロメータ JIS B7502(2016)マイクロメータ ハ 厚さ測定器 JIS Z2355-1(2016)非破壊試験—超音波厚さ測定—第1部：測定方法 (2) 容器試験を行う容器の最小及び最大の寸法、厚さを測定するにあたって必要な測定可能範囲を有していること。 (3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行う容器に応じた形状、寸法を有していること。	① 検査設備は、ガス容器等の品質特性を確保するために必要な性能及び精度を有していること。 ② 検査設備に必要な性能及び精度を保持するために必要な点検、修理、校正等についての文書化された手順を定め、当該手順に基づき、設備を管理していること。 なお、外注する場合であつて、著しく使用頻度が低い検査設備は、当該設備の使用時に申請者が必要な性能及び精度を有していることを記録等で確認することにより、検査設備の管理とすることができ
	引張試験機	引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 容器試験を行う容器の検査方法に応じて、次に掲げる規格のいずれか又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機—力計測系の校正方法及び検証方法の1級 ロ ASTM E4(2016)試験機の荷重校正標準方法	

		ハ ISO 7500-1(2015)金属材料—静的単軸試験機の検定—第1部：引張試験機の1級 (2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。 イ 引張試験機の最大荷重 ロ 試験用のジグ寸法	
	金属顕微鏡	金属顕微鏡は、当該金属顕微鏡の検鏡倍率が50倍以上であること。	
	金属用硬さ試験機	金属用硬さ試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7724(1999)ブリネル硬さ試験—試験機の検証、JIS B7725(2010)ビッカース硬さ試験—試験機の検証及び校正又は JIS B7726(2010)ロックウェル硬さ試験—試験機の検証及び校正又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 (2) 荷重が容器試験を行う容器の硬さに適合していること。	
	はかり	はかりは、容器試験を行う容器の質量に適した秤量で、当該容器の質量の 1/200 又は 0.1kg まで計測する能力を有していること。	
	内視鏡及び照明器具	内視鏡及び照明器具は、容器内面の目視検査を行うことができる構造を有していること。	
	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。	
	保証圧力試験設	保証圧力試験設備は、当該設備の	

	備	うち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が耐圧試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5倍以上であって3倍以下であること。	
	破裂試験設備	破裂試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 破裂試験圧力に対して十分な昇圧能力を有していること。 (2) 圧力計 破裂圧力に対して適切な測定範囲を有していること。	
	圧力サイクル試験設備	圧力サイクル試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) サイクル試験装置 昇圧、サイクル及び加圧回数の能力が、容器試験を行う容器の検査方法に応じていること。 (2) 記録装置 サイクル試験の実施にあたって十分な記録能力を有していること。 (3) 圧力計 最高測定値が最高試験圧力の1.5倍以上であって3倍以下であること。	
	非破壊検査設備	非破壊検査設備は、次の各号に掲げるいずれかに適合していること。 (1) 非破壊検査設備のうち超音波探傷試験設備が、次に掲げる能力を	

		有していること。 イ 超音波探傷試験設備のうち次に掲げる機器について、JIS G0582(2015)鋼管の超音波探傷検査方法、JIS G0587(2007)炭素鋼及び低合金鋼鍛鋼品の超音波探傷試験方法、JISZ3060(2015)鋼溶接部の超音波探傷試験又はこれらと同等以上の規格に規定する能力を有していること。 ① 探傷器 ② 探触子 ロ 対比試験片が容器試験を行う容器の検査の方法に依拠していること。 (2) 非破壊検査設備のうち渦流探傷試験設備が、当該設備のうち次に掲げる機器等については、JIS G0568(2006)鋼の貫通コイル法による渦流探傷試験方法又はこれと同等以上の規格に規定する能力を有していること。 イ 探傷器 ロ 試験周波数 ハ 試験コイル ニ 記録装置 ホ 送り装置 ヘ 磁気飽和装置 (3) 前二号に掲げる設備以外の設備が、容器試験を行う容器の検査方法に適した設備であること。	
	圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。	
	寸法測定器具校正基準器	寸法測定器具校正基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの1級又	

プラスチック □クライナ □製容器		はこれと同等以上の規格に適合していること。	
	基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。	
	寸法測定器具	寸法測定器具は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ ノギス JIS B7507(2016)ノギス ロ マイクロメータ JIS B7502(2016)マイクロメータ ハ 厚さ測定器 JIS Z2355-1(2016)非破壊試験—超音波厚さ測定—第 1 部：測定方法 (2) 容器試験を行う容器の最小及び最大の寸法、厚さを測定するにあたって必要な測定可能範囲を有していること。 (3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行う容器に応じた形状、寸法を有していること。	
	引張試験機	引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 容器試験を行う容器の検査方法に応じて、次に掲げる規格のいずれか又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機—力計測系の校正方法及び検証方法の 1 級 ロ ASTM E4(2016)試験機の荷重校正標準方法	

		ハ IS07500-1(2015)金属材料―静的単軸試験機の検定―第1部:引張試験機の1級 (2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。 イ 引張試験機の最大荷重 ロ 試験用のジグ寸法	
	はかり	はかりは、容器試験を行う容器の質量に適した秤量で、当該容器の質量の 1/200 又は 0.1kg まで計測する能力を有していること。	
	内視鏡及び照明器具	内視鏡及び照明器具は、容器内面の目視検査を行うことができる構造を有していること。	
	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。	
	保証圧力試験設備	保証圧力試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が耐圧試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下であること。	
	破裂試験設備	破裂試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力を有していること。	

		(1) 昇圧装置 破裂試験圧力に対して十分な昇圧能力を有していること。 (2) 圧力計 破裂圧力に対して適切な測定範囲を有していること。	
	圧力サイクル試験設備	圧力サイクル試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の能力を有していること。 (1) サイクル試験装置 昇圧、サイクル及び加圧回数の能力が容器試験を行う容器の検査の方法に応じていること。 (2) 記録装置 サイクル試験の実施にあたって十分な記録能力を有していること。 (3) 圧力計 最高測定値が最高試験圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下であること。	
	気密試験設備	気密試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次の能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が気密試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下であること。	
	圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。	
	寸法測定器具校正基準器	寸法測定器具校正基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの 1 級又はこれと同等以上の規格に適合していること。	

	基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。	
安全弁	寸法測定器具	寸法測定器具は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ ノギス JIS B7507(2016)ノギス ロ マイクロメータ JIS B7502(2016)マイクロメータ ハ 厚さ測定器 JIS Z2355-1(2016)非破壊試験—超音波厚さ測定—第 1 部：測定方法 (2) 容器試験を行う安全弁の最小及び最大の寸法、厚さを測定するにあたって必要な測定可能範囲を有していること。 (3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行う安全弁に応じた形状、寸法を有していること。	
	はかり	はかりは、容器試験を行う安全弁の質量に適した秤量で、当該安全弁の質量の 1/100 又は 0.1kg まで計測できるものであること。	

	ゴム用硬さ試験機	ゴム用硬さ試験機は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) スプリング式 目盛りの 0 から 100 までの間が等間隔に分割されていること。 (2) オルゼン式 次に掲げる能力を有していること。 イ 加圧面の荷重が 22.24 ± 0.21 N であること。 ロ 負荷装置が 13.35 ± 0.07 N の荷重がかかるものであること。 (3) プセイ・ジョーンズ式 次に掲げる能力を有していること。 イ 重錘が 1000 ± 1 g であること。 ロ ダイヤルゲージの最小測定単位が 0.01 mm であること。	
	金属用硬さ試験機	金属用硬さ試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7724(1999) ブリネル硬さ試験一試験機の検証、JIS B7725(2010) ビッカース硬さ試験一試験機の検証及び校正、JIS B7726(2010) ロックウェル硬さ試験一試験機の検証及び校正又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 (2) 荷重が容器試験を行う安全弁の硬さに適合していること。	
	ばね試験機	ばね試験機は、当該設備の測定範囲が容器試験を行う安全弁のばね荷重に適合していること。	
	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテ	

		ーブルで構成されたものであること。	
	圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、当該設備の測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。	
	寸法測定器具校正用基準器	寸法測定器具校正用基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの1級又はこれと同等以上の規格に適合していること。	
	基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。	
	引張試験機	引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機—力計測系の校正方法及び検証方法の1級に適合していること。 (2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。 イ 引張試験機の最大荷重 ロ 試験用のジグ寸法	
	安全弁気密試験設備	安全弁気密試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、気密試験圧力に応じてそれぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が気密試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5倍以上であって3倍以下であること。	
	安全弁作動試験設備	安全弁作動試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、それぞれ次に掲げる能力(安全弁	

		の方式がばね式の場合にあっては、第 3 号及び第 4 号で掲げるものを除く。)を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が安全弁作動試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の 1.5 倍以上であって 3 倍以下であること。 (3) 昇温及び温度維持装置 安全弁の作動温度又は 65℃まで昇温・維持する能力を有していること。 (4) 温度計 測定範囲が試験温度に対して十分な範囲であること。	
バルブ及び逆止弁	寸法測定器具	寸法測定器具は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) 寸法測定器具のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる JIS 又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 イ ノギス JIS B7507(2016)ノギス ロ マイクロメータ JIS B7502(2016)マイクロメータ ハ 厚さ測定器 JIS Z2355-1(2016)非破壊試験—超音波厚さ測定—第 1 部：測定方法 (2) 容器試験を行うバルブ及び逆止弁の最小及び最大の寸法並びに厚さを測定するにあたって、必要な測定可能範囲を有していること。 (3) ねじゲージ及びテーパゲージは、容器試験を行うバルブ及び逆止弁に応じた形状、寸法を有していること。	
	はかり	はかりは、容器試験を行うバルブ及び逆止弁の質量に適した秤量で、	

		当該バルブ及び逆止弁の質量の 1/100 又は 0.1kg まで計測できるものであること。	
	ゴム用硬さ試験機	ゴム用硬さ試験機は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) スプリング式 目盛りの 0 から 100 までの間が等間隔に分割されていること。 (2) オルゼン式 次に掲げる能力を有していること。 イ 加圧面の荷重が 22.24 ± 0.21 N であること。 ロ 負荷装置が 13.35 ± 0.07 N の荷重がかかるものであること。 (3) プセイ・ジョーンズ式 次に掲げる能力を有していること。 イ 重錘が $1000 \pm 1g$ であること。 ロ ダイヤルゲージの最小測定単位が 0.01 mm であること。	
	金属用硬さ試験機	金属用硬さ試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7724(1999) ブリネル硬さ試験—試験機の検証、JIS B7725(2010) ビッカース硬さ試験—試験機の検証及び校正、JIS B7726(2010) ロックウェル硬さ試験—試験機の検証及び校正又はこれらと同等以上の規格に適合していること。 (2) 荷重が容器試験を行うバルブ及び逆止弁の硬さに適合していること。	
	ばね試験機	ばね試験機は、当該設備の測定範囲が容器試験を行うバルブ及び逆止弁のばね荷重に適合していること。	

ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機	ねじ顕微鏡、拡大投影機又は形状測定機は、対物レンズ、接眼レンズ(テレビモニター等を含む。)及びテーブルで構成されたものであること。	
圧力計校正基準器	圧力計校正基準器は、測定範囲が圧力計の測定範囲に適合していること。	
寸法測定器具校正用基準器	寸法測定器具校正用基準器は、JIS B7506(2004)ブロックゲージの1級又はこれと同等以上の規格に適合していること。	
基準分銅	基準分銅は、当該分銅の質量がはかりの測定範囲に適合していること。	
引張試験機	引張試験機は、次の各号に掲げる能力を有していること。 (1) JIS B7721(2009)引張試験機・圧縮試験機一力計測系の校正方法及び検証方法の1級に適合していること。 (2) 次に掲げる事項について、それぞれ引張試験の実施にあたって必要とされる能力を有していること。 イ 引張試験機の最大荷重 ロ 試験用のジグ寸法	
バルブ及び逆止弁耐圧試験設備	バルブ及び逆止弁耐圧試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、耐圧試験圧力に応じてそれぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が耐圧試験圧力以上であること。	

		(2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5 倍以上であって3 倍以下であること。	
	バルブ及び逆止弁気密試験設備	バルブ及び逆止弁気密試験設備は、当該設備のうち次の各号に掲げる機器について、気密試験圧力に応じてそれぞれ次に掲げる能力を有していること。 (1) 昇圧装置 昇圧能力が気密試験圧力以上であること。 (2) 圧力計 最高測定値が試験圧力の1.5 倍以上であって3 倍以下であること。	

別紙2

電子申請を行う際の添付書面作成要領

- 1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の1から56、59から64、66から70及び80から85に分けて分類する。
- 2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
- 3 電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり（半角、小文字）とする。
- 4 45及び55の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
- 5 2の添付書面については、TXT形式で提出すること。
- 6 81の添付書面については、EXCEL形式で提出すること。

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1	提出書面一覧表	PDF 形式	teishutsuichiran
2	諸元表（TXT）	TXT 形式	syogen1
3	諸元表（PDF）	PDF 形式	syogen2
4	外観図	PDF 形式	gaikanzu
5	構造・装置の概要説明書	PDF 形式	gaiyousetsumei
6	走行性能曲線図	PDF 形式	soukoukyokusen
7	原動機性能曲線図	PDF 形式	gendoukiyokusen
8	車台番号の打刻届出書（写し）	PDF 形式	shadaidakoku
9	原動機の型式の打刻届出書（写し）	PDF 形式	gendoukidakoku
10	外観写真	PDF 形式	gaikansyashin
11	保安基準に適合することを証する書面	PDF 形式	hoantekigou
12	指定装置等一覧表	PDF 形式	souchiichiran
13	装置指定通知書等又は認定書の写し	PDF 形式	souchitsuuchisyo
14	最高速度の計算書	PDF 形式	saikousokudo
15	農耕作業用自動車等機能証明書	PDF 形式	noukousyoumei
16	農耕作業用自動車等機能確認書	PDF 形式	noukoukakunin
17	騒音及び排出ガスの品質管理説明書	PDF 形式	souonsetsumei
18	構造変更経緯書	PDF 形式	henkoukeiisyo
19	完成検査及び装置の検査の業務組織を記載した書面	PDF 形式	kankensoshiki
20	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査の項目等	PDF 形式	kankenkoumoku
21	完成検査及び装置の検査の実施要領－装置の検査の項目等	PDF 形式	kankensouchikoumoku

22	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査のチェックシート	PDF 形式	kankencheck
23	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査ライン工程図	PDF 形式	kankenkouteizu
24	完成検査及び装置の検査の実施要領－品質保証体系図	PDF 形式	kankentaikeizu
25	完成検査及び装置の検査の実施要領－共同申請の場合の業務分担	PDF 形式	kankenkyoudoubuntan
26	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査の一部委託の場合の委託先等－委託先及び委託業務の範囲	PDF 形式	kankenichibuhani
27	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査の一部委託の場合の委託先等－委託先の業務実施体制	PDF 形式	kankenichibutaisei
28	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査の一部委託の場合の委託先等－委託業務に関する指導監督方法	PDF 形式	kankenichibushidou
29	自動車検査用機械器具の管理要領－自動車検査用機械器具の一覧表	PDF 形式	kiguichiran
30	自動車検査用機械器具の管理要領－保守管理体制又は保守管理体制図	PDF 形式	kigutaiseizu
31	完成検査終了証の発行要領を記載した書面	PDF 形式	kankenhakkou
32	点検整備方式を記載した書面	PDF 形式	tenken
33	契約書の写し	PDF 形式	keiyakusyo
34	品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面	PDF 形式	hinkan
35	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲	PDF 形式	souchihani
36	特別な表示の表示位置及び表示方式を記載した図面	PDF 形式	tokubetsuzumen
37	型式認定番号標取付図	PDF 形式	katashikitoritsukezu
38	原動機総排気量表示図	PDF 形式	gendoukitoritsukezu
39	その他自動車の構造、装置及び性能に関して必要な書面	PDF 形式	shiken1

40	申請に係る構造又は装置に関し、保安基準の適用の除外を受ける事項及びその理由を記載した書面	PDF 形式	shiken2
41	申請に係る構造又は装置を有する自動車の安全性の確保及び環境対策について記載した書面	PDF 形式	shiken3
42	試験運行によるデータ収集項目を記載した書面	PDF 形式	shiken4
43	申請に係る自動車又は構造及び装置の開発状況と普及の見通しを記載した書面	PDF 形式	shiken5
44	認定を申請する者と申請に係る自動車との関係を表す書面	PDF 形式	shiken6
45	車台番号又は原動機の型式の打刻届出書（PDF書面）	PDF 形式	dakokutodoke
46	打刻がないことの証明書	PDF 形式	dakoku1
47	補修用シリンダブロックに打刻する証明書	PDF 形式	dakoku2
48	打刻に係る証明書	PDF 形式	dakoku3
49	登記簿等業とする旨を証する書面	PDF 形式	dakoku4
50	自動車通関証明書の写し等	PDF 形式	dakoku5
51	印鑑・署名（完成検査終了証の印鑑・署名の届出書）	PDF 形式	shinseiinkan
52	申請者の経歴の概要（打刻指定申請書）	PDF 形式	shinseikeireki
53	打刻業務に関する組織（打刻指定申請書）	PDF 形式	shinseigyomu
54	取扱内規（打刻指定申請書）	PDF 形式	shinseinaiki
55	打刻様式及び打刻字体（輸入自動車等の打刻届出書）	PDF 形式	shinseijitai
56	その他書面	PDF 形式	sonota
59	完成検査及び装置の検査の実施要領－実施規程第7条第2項第4号の措置	PDF 形式	kyogikisaiboushisochi
60	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査員になろうとする者に対して行う教育訓練等の内容	PDF 形式	kensainsenninkyouiku
61	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成	PDF 形式	kensainkeizokukyouiku

	検査員に選任した者に対して行う継続的な教育訓練の内容		
62	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査員の配置方針	PDF 形式	kensainhaichihoushin
63	完成検査及び装置の検査の実施要領－完成検査に係る誓約書	PDF 形式	kankenseiyakusho
64	第四条第一項に定める基準に適合することを証する書面	PDF 形式	4jyou1kou
66	第四条第二項の基準に適合することを証する書面	PDF 形式	4jyou2kou
67	特定改造等の実施に係る権利を有していることを証明する書面	PDF 形式	kaizoukenri
68	不正行為防止の措置が適切に講じられていることを証する書面	PDF 形式	fuseiboushi
69	申請に係る業務管理システムの概要を記載した書面	PDF 形式	systemgaiyou
70	変更管理手順	PDF 形式	henkou
80	サイバーセキュリティ及びプログラム管理に係る適合証	PDF 形式	cybersecurity
<u>81</u>	<u>特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲</u>	<u>EXCEL形式</u>	<u>souchihani</u>
<u>82</u>	<u>内部統制システムの概要を記載した書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>naibutousei</u>
<u>83</u>	<u>FMVSSに適合していることを証する書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>fmvsstekigou</u>
<u>84</u>	<u>安全性確保及び公害防止に係る書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>anzenkakuho</u>
<u>85</u>	<u>改善措置を行う能力を有することを証する書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>kaizenmouryoku</u>

注) 項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和2年国土交通省令第66号）第四条を示す。

別紙 3 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定要領

検査対象外軽自動車等の装置の型式認定の申請を行う場合にあっては、次のとおり取扱うこととする。

なお、検査対象外軽自動車等の装置が保安基準の規定に適合しているかどうかの審査は自動車審査部が行うものとする。

第1 申請者

検査対象外軽自動車等の装置を製作することを業とする者又はその者から検査対象外軽自動車等の装置を購入する契約を締結している者であって当該検査対象外軽自動車等の装置を販売することを業とする者（外国において本邦に輸出される検査対象外軽自動車等の装置を購入する契約を締結している者であって当該検査対象外軽自動車等の装置を本邦に輸出することを業とする者を含む。以下「検査対象外軽自動車等の装置の製作者等」という。）

第2 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定の対象装置

検査対象外軽自動車等の装置の製作者等は、その製作し、又は販売する検査対象外軽自動車等の装置のうち次に掲げる種類の検査対象外軽自動車等の装置の型式について、検査対象外軽自動車等の装置の型式認定を受けることができる。

- (1) 法第四十一条第一項第四号及び法第四十四条第三号の制動装置
- (2) 法第四十一条第一項第六号の電気装置及び法第四十四条第四号の車体のうちサイバーセキュリティシステム
- (3) 法第四十一条第一項第十一号の騒音防止装置及び法第四十四条第八号の消音器

第3 検査対象外軽自動車等の装置の提示

検査対象外軽自動車等の装置の製作者等は、検査対象外軽自動車等の装置を備えた自動車等を自動車審査部に提示するものとする。

第4 申請書及び添付書面

1 第1号様式の申請書、以下に規定する添付書面並びに提出書面一覧表の書面を審査・リコール課に提出するとともに、自動車審査部が発行した試験成績書を提出するものとする。なお、添付書面の記載方法については、別添「装置型式指定実施要領」（以下「実施要領」という。）第2によること。

- (1) 申請に係る検査対象外軽自動車等の装置の構造及び性能を記載した書面
- (2) 申請に係る検査対象外軽自動車等の装置の外観図
- (3) 保安基準（申請に係る検査対象外軽自動車等の装置が対象となる部分に限る。）に適

合することを証する書面

- (4) 品質管理システムに係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面
- (5) 検査に係る業務組織及び検査の実施要領を記載した書面
- (6) 検査対象外軽自動車等の装置を取り付けることができる検査対象外軽自動車等の範囲
- (7) 特別な表示の表示位置及び表示方式を記載した図面
- (8) 購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
- (9) 第6に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて検査対象外軽自動車等の装置の型式認定の申請をする者にあつては、当該処分に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面
- (10) サイバーセキュリティシステムについて検査対象外軽自動車等の装置の型式認定を申請する場合にあつては、能力基準適合証明書の写し

第5 告示

国土交通大臣は、検査対象外軽自動車等の装置の型式認定をし、又は施行規則第62条の3第6項及び第6の規定により検査対象外軽自動車等の装置の型式認定を取り消したときは、当該検査対象外軽自動車等の装置の型式認定に係る検査対象外軽自動車等の装置について、次に掲げる事項を告示する。

また、告示した事項に変更があった場合にはその内容を告示する。

- (1) 型式認定番号
- (2) 検査対象外軽自動車等の装置の名称及び型式
- (3) 検査対象外軽自動車等の装置の製作者等の氏名又は名称及び住所
- (4) 型式認定を取り消したときは、その理由

第6 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定の取り消し

国土交通大臣は、施行規則第62条の3第6項の規定に基づいて、次に掲げる場合は、検査対象外軽自動車等の装置の型式認定を取り消すものとする。

- (1) 当該型式の装置が道路運送車両の保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったと認められるとき。
- (2) 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定を受けた検査対象外軽自動車等の装置の製作者等（以下「認定製作者等」という。）が第9の3（認定製作者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。）及び5の規定に違反して届出をしなかったとき。

第7 検査対象外軽自動車等の装置の型式認定の範囲

検査対象外軽自動車等の装置の型式認定の範囲及び認定基準は、次表左欄に掲げる装置の種類に応じて、同表右欄において定めるものとする。

検査対象外軽自動車等の装置の種類	装置認定基準
1. 二輪自動車等の制動装置	協定規則第 78 号第 6 改訂版
2. サイバーセキュリティシステム	協定規則第 155 号
3. 騒音防止装置	協定規則第41号第 6 改訂版

第8 特別な表示

認定製作者等は、その型式について認定を受けた検査対象外軽自動車等の装置につき、以下に定める特別な表示をすることができる。この場合において、特別な表示は、検査対象外軽自動車等の装置に、耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならない。



(単位：ミリメートル)

検査対象外軽自動車等の装置の種類	a
1. 二輪自動車等の制動装置	8 以上
2. サイバーセキュリティシステム	
3. 騒音防止装置	

第9 変更等の承認及び届出

1 認定製作者等は、検査対象外軽自動車等の装置の型式認定申請書の添付書面のうち次に掲げる書面の記載事項を変更した場合（当該変更に係る検査対象外軽自動車等の装置の型式が、同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該検査対象外軽自動車等の装置が、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であるもの（以下「軽微な変更」という。）を除く。）には、第2号様式による変更承認申請書及び変更に関する資料を国土交通大臣に提出し、その変更の承認を申請しなければならない。この場合において、当該変更に係る資料については、検査対象外軽自動車等の装置の型式認定申請書の添付書面の例に準ずるものとする。

(1) 諸元表

(2) 外観図

(3) 保安基準の規定に適合することを証する書面

(4) 当該検査対象外軽自動車等の装置を取り付けることができる検査対象外軽自動車等の範囲

2 前項の承認は、当該変更に係る検査対象外軽自動車等の装置の型式が認定を受けた検査対象外軽自動車等の装置の型式と同一と認められる場合に行う。

3 認定製作者等は、当該検査対象外軽自動車等の装置の型式認定に係る型式認定申請書

又はその添付書面の記載事項のうち第1項に掲げる変更の承認に係る事項以外のものについて変更した場合には、第3号様式による変更届出書及び変更に関する資料を遅滞なく（軽微な変更に該当する場合には、遅くとも四半期ごとに当該変更があった日の属する四半期の翌四半期の初日から30日以内）国土交通大臣に提出すること。

- 4 認定製作者等が、当該検査対象外軽自動車等の装置の型式認定に係る検査対象外軽自動車等の装置について変更承認申請書及び変更届出書を同時に提出しようとするときは、変更承認申請書に変更届出書に係る変更内容を記載することにより、変更承認申請書と変更届出書を一つにすることができる。
- 5 認定製作者等が、当該検査対象外軽自動車等の装置の型式認定に係る検査対象外軽自動車等の装置の認定製作者等でなくなったときは、その日から30日以内に、第4号様式による製作等廃止届を国土交通大臣に提出すること。

第10 検査対象外軽自動車等の装置が特定装置と同一である場合の特例

検査対象外軽自動車等の装置が特定装置と同一であり、検査対象外軽自動車等及びそれ以外の自動車に共通して取り付けられる場合にあっては、装置型式指定規則第4条第2項第6号に規定する書面に検査対象外軽自動車等の範囲を記載することにより、特定装置の型式指定の申請に含めることができる。この場合において、特定装置の型式指定を受けたときは検査対象外軽自動車等の装置の型式認定も受けたものとみなし、このときの特定装置の型式指定番号を検査対象外軽自動車等の装置の型式認定番号として用いるものとする。

別紙4 COP ステートメントに係る証明実施要領

第1 COP ステートメントの対象範囲

協定規則に適合する特定装置については、COP ステートメントの交付申請を行うことができる。

第2 COP ステートメントの判定基準

COP ステートメントに係る証明は協定の細目1の1（当初の評価）及び2（製品の適合性に関する措置）の要件に適合しているかどうかを判定することによって行う。

第3 COP ステートメントの取消し

国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、COPステートメントに係る証明を取り消すことができる。

- （1）当該COPステートメントの対象となる特定装置が協定規則に基づく技術的な要件に適合しなくなったとき。
- （2）その型式について証明を受けた特定装置が均一性を有するものでなくなったとき。
- （3）第2の判定基準に適合しないと認められたとき。
- （4）不正の手段によりその型式について証明を受けたとき。

第4 COP ステートメント交付の申請者

第1に規定する交付の申請は、別添第1の1に規定する製作者等が行うものとする。

第5 COP ステートメント交付の申請方法及び申請書

第1に規定する交付の申請は、指定装置型式指定の申請又は既指定装置型式指定の申請と同時にを行う場合は、当該申請書の備考欄にその旨を記載するものとする。それ以外の場合にあっては、次に掲げる事項を記載した第5号様式の申請書を審査・リコール課に対し提出するものとする。

- （1）特定装置の名称、型式及び交付を受ける協定規則（交付を受ける協定規則が複数ある場合は、それぞれについて記載することとする。）
- （2）申請者の氏名又は名称及び住所
- （3）主たる製作工場の名称及び所在地
特定装置の製作工場の名称及び所在地を記載することとし、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載することとする。

第6 申請書の添付書面

1 申請書の添付書面は、装置指定規則第4条第2項第4号及び同項第5号に規定する書面とし、その取扱いは実施要領第2第4項及び第5項に準ずるものとする。

申請書の添付書面が日本語以外で記載されているもので必要と認めるものにあつては、これを翻訳した書面を添付すること。

2 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか、申請者に対し、COP ステートメントに係る証明に関し必要があると認められるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

第7 変更届

COP ステートメントの交付を受けた者は、当該 COP ステートメントの記載事項に変更があつたときは、装置指定規則第8条の規定に準じ、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第8 外国人等による届出等

外国人又は外国法人が COP ステートメント交付申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第9 COP ステートメントの交付

1 国土交通大臣は、第5に基づく申請についてCOPステートメントに係る証明を行ったとき、第7に基づく届出によりCOPステートメントの記載事項を変更したとき又は第3に基づき当該証明を取り消したときは、第6号様式による書面を交付するものとする。

2 COP ステートメントの有効期間は、取り消されない限り、交付の日から3年を超えない範囲内で国土交通大臣が定める期間とする。ただし、第7に基づく変更により交付を行った COP ステートメントは変更前の COP ステートメントの有効期間を引き継ぐものとする。

3 COP ステートメントの交付を受けた者は、その有効期間の満了前に、当該有効期間の更新を申請することができる。申請は第5に準じて行うものとする。

第 1 号様式（検査対象外軽自動車等の装置の型式認定申請書） （別紙 3 第 4 関係）

検査対象外軽自動車等の装置の型式認定申請書	
国土交通大臣殿	
年 月 日	
検査対象外軽自動車等の装置の種類	
検査対象外軽自動車等の装置の名称及び型式	
申請者の氏名又は名称及び住所	
主たる製作工場の名称及び所在地	
備考	

（日本産業規格 A 列 4 番）

第 2 号様式（検査対象外軽自動車等の装置の型式認定変更承認申請書）（別紙 3 第 9 第 1 項関係）

検査対象外軽自動車等の装置の型式認定変更承認申請書	
国土交通大臣殿	
年 月 日	
検査対象外軽自動車等の装置の種類	
検査対象外軽自動車等の装置の名称及び型式	
検査対象外軽自動車等の装置の認定番号	
申請者の氏名又は名称及び住所	
変更事項及び変更事由	
備考	

（日本産業規格 A 列 4 番）

第3号様式（変更届出書） （別紙3 第9第3項関係）

検査対象外軽自動車等の装置の変更届出書	
国土交通大臣殿	
年 月 日	
検査対象外軽自動車等の装置の種類	
検査対象外軽自動車等の装置の名称及び型式	
申請者の氏名又は名称及び住所	
変更事項及び変更事由	
変更年月日	
備考	

（日本産業規格A列4番）

第 4 号様式（製作等廃止届） （別紙 3 第 9 第 5 項関係）

検査対象外軽自動車等の装置の製作等廃止届	
国土交通大臣殿	
年 月 日	
検査対象外軽自動車等の装置の種類	
検査対象外軽自動車等の装置の名称及び型式	
製作等廃止事由	
備考	

（日本産業規格 A 列 4 番）

第5号様式（COP ステートメント交付申請書）（別紙4 第5関係）

COP ステートメント交付申請書	
国土交通大臣殿	
年 月 日	
特定装置の名称及び型式	
該当する協定規則	
申請者の氏名又は名称及び住所	
主たる製作工場の名称及び所在地	
備 考	

（日本産業規格A列4番）

備考 COP ステートメントの有効期間更新の場合はその旨を備考欄に記載すること。

第6号様式（COP ステートメント）（別紙4 第9関係）

COP ステートメント

COP CERTIFICATE

1958年協定細目1に基づく
製造適合性の証明／証明の取消^{※1} について

Concerning

certification / withdrawal^{※1} of certification of production

with regard to Schedule of 1 of the Agreement E/ECE/TRANS/505/Rev.3

下記に掲げる申請者が製造を行う工場において、生産の適合性を満たすために必要な手順が存在及び実行し、当該要件に適合していることを証明する／の証明を取り消す^{※1}。

The statement certifies/ is withdraw^{※1} that the manufacturer as below has had and implemented in the plants as below the necessary procedures to comply with the conformity of production/

製造者の名称及び所在地：

Manufacturer's name and address：

製作工場の名称及び所在地：

Address(es) of manufacturing plant(s):

適用範囲：

Scope：

国土交通省は、ISO9001 品質マネジメントシステムに基づくこれらの手順の評価を実施し、上記の規制への準拠を確認するための適切な取り決めと文書化された管理計画が存在することを確認した。

MLIT has assessed these procedures based on the ISO 9001 quality management system and confirmed the existence of adequate arrangements and documented control plans to verify compliance with the regulations referred to above.

証明書番号：

Statement number:

有効期間（開始）：

Validity period from：

有効期間（終了）：

Validity period to:

場所：

Place：

署名：

Signature：

備考：

Remark：

※1：該当しないものを抹消する。

Strike out what does not apply.

（日本産業規格A列4番）

別添 1～19（削除）

別添20（別添）

別添21（別添）

別添22～42（削除）

別添 43（別添）

別添 44～50（削除）

別添 51（別添）

別添 52（別添）

別添 53（別添）

附 則

1. 施行期日

この通達は、装置型式指定規則（平成10年10月9日運輸省令第66号）の施行の日（平成10年11月24日）から施行する。

2. 経過措置

- (1) この通達の施行の際、現に旧規則第 62 条の 3 の 2 第 1 項の認定を受けている自動車、第 62 条の 4 第 1 項の認定を受けている装置又は第 63 条第 1 項の認定を受けている装置については、廃止前の「一酸化炭素等発散防止装置の型式認定要領について（依命通達）」（昭和 49 年 8 月 20 日自公第 115 号）の第 7、「騒音に係る自動車の型式認定要領について（依命通達）」（昭和 50 年 10 月 21 日自公第 161 号）の第 6、「自動車等保安装置型式認定要領について（依命通達）」（平成 7 年 12 月 28 日自審第 1688 号）の第 6 の規定、「自動車等保安装置型式認定基準」について（平成 7 年 12 月 28 日自技第 287 号）及び「保安装置の型式認定申請書の添付書面として認める公的試験機関が発行する試験成績書について」（平成 7 年 12 月 28 日自審第 1690 号）は、なおその効力を有する。
- (2) この通達の施行の際、現に旧規則第 62 条の 3 の 2 第 1 項に規定の認定を申請中の自動車、第 62 条の 4 第 1 項の認定を申請中の装置又は第 63 条第 1 項の認定を申請中の装置については、廃止前の「一酸化炭素等発散防止装置の型式認定要領について（依命通達）」（昭和 49 年 8 月 20 日自公第 115 号）、「騒音に係る自動車の型式認定要領について（依命通達）」（昭和 50 年 10 月 21 日自公第 161 号）、「自動車等保安装置型式認定要領について（依命通達）」（平成 7 年 12 月 28 日自審第 1688 号）、「自動車等保安装置型式認定基準について」（平成 7 年 12 月 28 日自技第 287 号）及び「保安装置の型式認定申請書の添付書面として認める公的試験機関が発行する試験成績書について」（平成 7 年 12 月 28 日自審第 1690 号）の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成11年4月12日付け、自審第307号、自環第88号）

本改正規定は、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成 10 年運輸省令第

65号)の施行の日から施行する。

ただし、別添4一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準 4.3.1.及び別紙1に係る改正規定については、平成11年4月12日から施行する。

附 則(平成11年12月27日付け、自技第268号、自審第1691号)

1. 本改正規定は、平成12年1月1日をもって施行する。
2. 平成14年12月31日以前に製作されたユニバーサル型年少者用補助乗車装置及びコンパティブル型年少者用補助乗車装置については、改正後の別添2「年少者用補助乗車装置の装置型式指定基準」5.3.1、6.4.4.1 及び6.4.4.3 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 平成12年3月31日以前に製作された年少者用補助乗車装置については、改正後の別添2「年少者用補助乗車装置の装置型式指定基準」9. 取扱いに関する説明及び付録2の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
4. スペシフィックビークル型年少者用補助乗車装置及びコンパティブル型年少者用補助乗車装置については、改正後の別添2「年少者用補助乗車装置の装置型式指定基準」5.3.2、6.4.4.2 及び6.4.4.3 の規定については、当分の間、従前の例によることができる。ただし、表3に係る改正後の規定は、平成15年1月1日以降に製作されるものから適用する。

附 則(平成12年3月24日付け、自技第61号、自審第338号、自環第94号)

本改正規定は、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令(平成12年運輸省令第5号)の施行の日(平成12年3月31日)から施行する。

附 則(平成13年6月29日付け、国自技第46号、国自審第357号)

本改正規定は、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成13年国土交通省令第94号)の施行の日(平成13年6月30日)から施行する。

附 則(平成13年11月20日付け、国自審第1031号、国自環第225号)

1. 本改正規定は、平成13年11月20日から施行する。ただし、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車に係る改正規定にあっては道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成10年運輸省令第65号)の施行の日、軽油を燃料とする自動車に係る改正規定にあっては道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成12年運輸省令第31号)の施行の日からそれぞれ適用する。
2. 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成12年運輸省令第31号)による改正前の道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)の適用を受ける軽油を燃料とする自動車にあっては、改正後の別紙5及び別紙13の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

附 則（平成13年12月6日付け、国自技第161号、国自審第1120号）

本改正規定は、平成14年1月1日から施行する。なお、「装置型式指定実施要領について（依命通達）の一部改正について」（平成11年12月27日付け自技第267号、自審第1690号）による改正前の試験用シートにより動的試験を実施したものについては、従前の例により表記するものとする。

附 則（平成14年8月30日付け、国自技第150号、国自審第520号）

本改正規定は、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成14年国土交通省令第84号）の施行の日（平成14年9月1日）から施行する。

附 則（平成14年10月25日付け、国自技第247号、国自審第861号）

本改正は、道路運送車両の保安基準を定める細目告示の一部を改正する省令（平成14年国土交通省令第911号）の施行の日（平成14年10月25日）から施行する。

附 則（平成14年11月29日付け、国自技第259号、国自審第920号）

本改正は、装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成14年国土交通省令第117号）の施行の日（平成14年12月20日）から施行する。

附 則（平成15年7月7日付け、国自技第60号、国自審第324号）

本改正規定は、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成15年国土交通省令第81号）の施行の日（平成15年7月7日）から施行する。

附 則（平成15年10月1日付け、国自技第146号、国自審第892号、国自環第128号）

本改正規定は、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成15年国土交通省令第95号）の施行の日（平成15年10月1日）から施行する。

附 則（平成17年4月6日付け、国自技第9号、国自審第10号）

本改正規定は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成17年国土交通省告示第49号）の施行の日から施行する。

附 則（平成17年8月16日付け、国自審第695号・国自技第109号）

附 則（平成17年8月29日付け、国自審第760号、国自環第106号）

本改正規定は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部を改正する告

示（平成17年国土交通省告示第909号）の施行の日から施行する。

附 則（平成17年 9 月28日付け、国自技第133号、国自審第885号）

本改正規定は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 17 年国土交通省告示第 1018 号）の施行の日（平成 17 年 10 月 1 日）から施行する。

附 則（平成17年11月28日付け、国自技第183号、国自審第1207号）

（経過措置）

別添 8「側面衝突時の乗員保護装置の装置型式指定基準」について、平成 19 年 8 月 11 日以前に指定または変更の承認を受ける場合にあっては、本規程にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成17年12月 2 日付け、国自審第1325号、国自環第194号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 17 年国土交通省告示第 1400 号）」の施行の日から施行する。

（経過措置）

2. 「道路運送車両の保安基準第 2 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成 17 年国土交通省告示第 1401 号）」による改正後の適用関係告示第 28 条第 1 項の表第 9 号並びに第 90 項、第 92 項、第 94 項、第 96 項及び第 98 項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年 9 月29日付け、国自技145号、国自審929号）

本改正規定は、「道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成 18 年国土交通省令第 22 号）」の施行の日（平成 18 年 10 月 1 日）から施行する。

ただし、年少者用補助乗車装置の規定について、新たに型式を取得するものについては平成 24 年 6 月 30 日まで、既に型式を取得したものについて第 3 の変更届または第 4 の変更の承認を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

また、本改正前の規定により型式指定を受けた年少者用補助乗車装置について、改正後の規定に適合する装置として申請しようとする場合には、改正前の別添 18 の 2.22. の規定にかかわらず、型式を区分するものとする。

附 則（平成18年10月 6 日付け、国自技第146号、国自審第930号）

本改正規定は、装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成 18 年国土交通省令第 100 号）の施行の日（平成 18 年 10 月 10 日）から施行する。

（経過措置）

1. 別添 25 において、協定規則 37 号に基づく H21W、PSX24W 及び PX24W の電球を備えた識別記号「B」を表示する装置については、平成 19 年 10 月 11 日以後、型式の指定を行わない。ただし、平成 19 年 10 月 11 日までに当該電球に係わる新たな使用制限が協定規則第 37 号に導入された場合はこの限りでない。
2. 別添 48 の規定中、6.12.7.、6.14.2.、6.15.2. 及び 6.16.2. を除く規定について、指定の申請については、平成 19 年 10 月 10 日より適用し、変更承認申請については、平成 21 年 10 月 10 日から適用する。
3. 平成 23 年 10 月 9 日までの間、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることが困難な自動車にあっては、別添 48 の 6.20.4.1.2. 及び 6.20.4.2.2. の規定中「80%以上」を「60%以上」と読み替えることができる。

この場合において、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることができない旨を通知書及び試験成績書に明記すること。

附 則（平成18年11月 1 日付け、国自審第1172号、国自環第178号）

本改正規定は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 18 年国土交通省告示第 1268 号）」の施行の日（平成 18 年 11 月 1 日）から施行する。

附 則（平成19年 1 月30日付け、国自審第1735号、国自技第225号）

本改正規定は、平成19年 2 月 2 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月29日付け、国自審第2007号、国自技第261号）

本改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、大型後部反射器の規定について、新たに型式を取得するものは平成 23 年 8 月 31 日までは、従前の例によることができる。

また、本改正前の規定により型式指定を受けた大型後部反射器について、改正後の規定に適合する装置として申請しようとする場合には、改正前の別添 40 の 2.13. の規定にかかわらず、型式を区分するものとする。

附 則（平成19年 6 月29日付け、国自審第607号、国自技第72号）

本改正規定は、「道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成 19 年国土交通省令第 68 号）」の施行の日（平成 19 年 6 月 29 日）から施行する。

附 則（平成19年 8 月31日付け、国自審第1087号）

本改正規定は、平成19年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 2 月 1 日付け、国自審第1947号）

本改正規定は、平成 20 年 2 月 3 日から施行する。

なお、本改正規定中、別添 8 に係る改正規定は平成 21 年 11 月 19 日までの間は、なお従前のとおりとすることができる。

附 則（平成20年 6 月12日付け、国自審第329号・国自環第43号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、自動車型式指定規則（昭和 26 年運輸省令第 85 号）の一部を改正する省令の公布の日（平成 20 年 6 月 12 日）から施行する。

（経過措置）

2. 改正後の別添 2 1 第 I 編別紙 6 は、平成 19 年排出ガス規制以前の規制が適用される自動車に係る申請であるときは、なお従前の例によることができる。
3. 別添 21 第 I 編 6. 試験方法及び 7. 判定基準の表中、適用関係告示第 28 条第 70 項の自動車の欄を削除する規定は、平成 14 年排出ガス規制が適用される軽自動車（乗用車を除く。）については、平成 20 年 8 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成20年 8 月 8 日付け、国自審第573号、国自技第84号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成20年 8 月 8 日から施行する。

（経過措置）

2. 本改正前の別添 13 及び別添 14（特殊な突入防止装置及び突入防止装置取付装置並びに車枠又は車体のうち突入防止装置及び突入防止装置取付装置以外の部分と一体となっている突入防止装置取付装置に係るものを除く。）に基づき行われる認定は、平成 22 年 1 月 10 日までは、本改正後の規定に基づき行った認定とみなす。
3. 本改正前の別添 14（特殊な突入防止装置及び突入防止装置取付装置並びに車枠又は車体のうち突入防止装置及び突入防止装置取付装置以外の部分と一体となっている突入防止装置取付装置に係るものに限る。）に基づき行われる認定は、平成 24 年 7 月 10 日までは、本改正後の規定に基づき行った認定とみなす。
4. 本改正前の別添 25 に基づき行われる認定は、平成 22 年 7 月 10 日までは、本改正後の規定に基づき行った認定とみなす。

附 則（平成20年10月24日付け、国自審第1087号、国自技第153号）

（施行期日）

本改正規定は、公布の日（平成20年10月24日）から施行する。

附 則（平成20年12月26日付け、国自審第1458号、国自環第173号）

（施行期日）

本改正規定は、公布の日（平成20年12月26日）から施行する。

（経過措置）

本改正前の別添 20 に基づき行われる認定は、本改正規定に基づき行った認定とみなす。

附 則（平成21年 2 月26日付け、国自審第1719号、国自技第261号）

（施行期日）

本改正規定は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 21 年国土交通省告示第 215 号）の公布の日（平成 21 年 2 月 26 日）から施行する。

附 則（平成21年 7 月22日付け、国自審第656号、国自技第94号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成 21 年 7 月 22 日から施行する。ただし第 8 29.及び別添 22 の改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第 8 19.及び 20.に係る改正規定は平成 23 年 7 月 21 日までの間は、なお従前のとおりとすることができる。
3. 本改正規定中、第 8 29.に係る改正規定は平成 26 年 9 月 30 日までの間は、なお従前のとおりとすることができる。
4. 本改正規定中、別添 8 に係る改正規定は平成 23 年 10 月 31 日までの間は、なお従前のとおりとすることができる。

附 則（平成21年 7 月30日付け、国自審第692号、国自環第81号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年10月23日付け、国自技第181号・国自審第1166号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成21年10月24日から施行する。

附 則（平成22年 3 月18日付け、国自技第296号、国自審第1924号、国自環第273号）

（施行期日）

本改正規定は、平成 22 年 3 月 22 日から施行する。ただし、別添 21 の改正規定は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成 22 年国土交通省告示第 197 号）の公布の日（平成 22 年 3 月 18 日）から施行する。

（経過措置）

本実施要領 別添 8 の装置であって、「装置型式指定実施要領について（依命通達）」の

一部改正について（依命通達）」（平成 21 年 7 月 22 日付け、国自技第 659 号、国自審第 94 号）による改正前の基準に適合するものとして申請する装置にあっては、本実施要領別添 8 5.2.24.から 5.2.25.までの規定にかかわらず、当分の間、当該改正前の基準により特定装置の指定を行うものとする。

附 則（平成22年 8 月13日付け、国自技第112号、国自審第723号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、平成22年 8 月19日から施行する。

附 則（平成23年 1 月24日付け、国自審第1554号、国自技第220号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、平成23年 1 月30日から施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第 8 21.に係る改正規定は平成 26 年 10 月 31 日までの間は、なお従前のとおりとすることができる。
3. 本改正規定中、第 8 29.、30.及び 33.に係る改正規定は平成 27 年 12 月 8 日までの間は、なお従前のとおりとすることができる。
4. 本改正規定中、第 8 56.に係る改正規定は平成 27 年 1 月 29 日までの間は、なお従前のとおりとすることができる。
5. 本改正規定中、別添 8 5.2.24.4.の改正規定は平成 26 年 1 月 29 日までの間は、なお従前のとおりとすることができる。

附 則（平成23年 6 月22日付け、国自審第384号、国自技第115号）

1. 本改正規定は、平成 23 年 6 月 23 日から施行する。ただし、第 1 及び第 8 表中の電波障害防止装置及び感電防止装置を新設する改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年10月21日付け、国自技第59号、国自審第544号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、平成23年10月28日から施行する。

（経過措置）

1. 本改正規定中、別添 8 に係る改正規定は平成 24 年 10 月 27 日までの間は、なお従前のとおりとすることができる。
2. 本改正規定中、第 8 11.に係る改正規定は平成 26 年 10 月 27 日までの間は、なお従前のとおりとすることができる。

附 則（平成24年11月16日付け、国自技第155号、国自審第1202号）

(施行期日)

1. 本改正規定は、平成24年11月18日から施行する。

(経過措置)

1. 本改正規定中、別添 8 27.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成26年7月25日まで、既に取得したものについては第3の変更届または第4の変更の承認を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。
2. 本改正規定中、別添 8 63.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成29年11月17日まで、既に取得したものについては第3の変更届または第4の変更の承認を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

附 則 (平成25年1月25日付け、国自審第1503号、国自環第198号、国自技第206号)

(施行期日)

1. 本改正規定は、平成25年1月27日から施行する。

附 則 (平成25年5月10日付け、国自審第159号、国自環第16号、国自技第14号、国自整第34号)

(施行期日)

1. 本改正規定は、平成25年5月10日から施行する。

附 則 (平成25年7月12日付け、国自審第428号、国自技第64号)

(施行期日)

1. 本改正規定は、平成25年7月15日から施行する。

(経過措置)

1. 本改正規定中、第 8 13.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成28年7月14日まで、既に取得したものについては第3の変更届または第4の変更の承認を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

附 則 (平成25年8月30日付け、国自審第689号、国自技第88号)

(施行期日)

1. 本改正規定は、平成25年8月30日から施行する。

附 則 (平成25年11月12日付け、国自審第1071号、国自技第139号)

(施行期日)

1. 本改正規定は、平成25年11月12日より施行する。

(経過措置)

1. 本改正規定中、別添第 8 13.により新たに型式を取得するものについては、平成28年

10月31日までは、協定規則第131号によることができる。

附 則（平成26年 1 月20日付け、国自審第1342号、国自環第183号）

（施行期日）

1．本改正規定は、平成26年 1 月20日より施行する。

（経過措置）

1．改正後の別添 21 第Ⅱ編 6．試験方法及び 7．判定基準並びに別紙 17－3 の規定は、平成 26 年排出ガス規制以前の規制が適用される自動車に係る申請であるときは、なお従前の例によることができる。

附 則（平成26年 1 月24日付け、国自審第1427号、国自技第177号）

（施行期日）

1．本改正規定は、平成26年 1 月26日より施行する。

（経過措置）

2．本改正規定中、第 8 36. に係る改正規定は、協定規則第 44 号第 4 改訂版の規則（以下、規則）17.16. に定めるものにあつては平成 29 年 8 月 31 日まで、規則 17.18. に定めるものにあつては令和元年（2019 年）8 月 31 日まで、規則 17.20. に定めるものにあつては令和 2 年（2020 年）8 月 31 日まで、規則 17.20 に定めるもの以外はなお従前の例によることができ、第 3 の変更届または第 4 の変更の承認を受けようとするものであつて、規則 17.17. に定めるものにあつては令和 2 年（2020 年）8 月 31 日まで、規則 17.21. に定めるものにあつては令和 4 年（2022 年）8 月 31 日まで、規則 17.21 に定めるもの以外はなお従前の例によることができる。

附 則（平成26年 2 月12日付け、国自審第1465号）

（施行期日）

1．本改正規定は、平成26年 2 月12日より施行する。

附 則（平成26年 2 月13日付け、国自審第1548号、国自技第197号）

（施行期日）

1．本改正規定は、平成26年 2 月13日より施行する。

附 則（平成26年 6 月10日付け、国自審第298号、国自技第37号）

（施行期日）

1．本改正規定は、平成26年 6 月10日より施行する。

附 則（平成26年10月 9 日付け、国自審第785号、国自技第75号）

(施行期日)

1. 本改正規定は、平成26年10月9日より施行する。

(経過措置)

1. 本改正規定中、第8 18.及び71.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成29年10月8日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の変更の承認を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

附 則 (平成27年1月22日付け、国自審第1482号、国自技第152号)

(施行期日)

1. 本改正規定は、平成27年1月22日より施行する。

(経過措置)

2. 本改正規定中、第8 21.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成29年8月31日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の変更の承認を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

附 則 (平成27年6月15日付け、国自審第330号、国自技第40号)

(施行期日)

1. 本改正規定は、平成27年6月15日より施行する。

(経過措置)

2. 本改正規定中、第8 7.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成29年6月14日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の変更の承認を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。
3. 本改正規定中、第8 45.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成28年8月31日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の変更の承認を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

附 則 (平成27年10月8日付け、国自審第955号、国自環第131号、国自技第144号)

(施行期日)

1. 本改正規定は、平成27年10月8日より施行する。

附 則 (平成27年10月19日付け、国自審第943号、国自環第124号)

(施行期日)

1. 本改正規定は、平成27年10月19日から施行する。

(経過措置)

2. 改正後の別添21第I編6.試験方法及び7.判定基準並びに別紙21の規定は、平成28年排出ガス規制より前の規制が適用される自動車に係る申請であるときは、なお従前の

例によることができる。

附 則（平成28年 1 月20日付け、国自審第1530号、国自技第218号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成28年 1 月20日から施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第8 29.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成 35 年 1 月 19 日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の変更の承認を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

附 則（平成28年 5 月12日付け、国自審第232号、国自環第28号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成28年 5 月12日より施行する。

（経過措置）

1. 本改正中、第8 48.及び 49.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成 28 年 9 月 30 日まで、既に取得したものについては第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

附 則（平成28年 6 月17日付け、国自審第437号、国自技第50号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成28年 6 月18日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第8 24.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成 29 年 12 月 31 日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

3. 本改正規定中、第8 27.及び第8 28.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成 30 年 8 月 31 日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

4. 本改正規定中、第8 35.及び第8 36.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成 31 年 8 月 31 日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

5. 本改正規定中、第8 87.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成 29 年 8 月 31 日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

附 則（平成28年 6 月30日付け、国自審第481号、国自技第59号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成28年 6 月30日より施行する。

附 則（平成28年 8 月31日付け、国自審第893号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成28年 8 月31日より施行する。

附 則（平成28年10月 7 日付け、国自審第1084号、国自技第144号、国自環第137号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成28年10月 8 日より施行する。

附 則（平成29年 2 月 9 日付け、国自審第1725号、国自技第236号、国自環第227号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成29年 2 月 9 日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第 8 5 .、第 8 6 .及び第 8 15 .に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成 30 年 8 月 31 日まで、既に型式を取得したもので第 3 の変更届または第 4 の既指定装置型式指定を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。
3. 本改正規定中、第 8 52 .に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成 30 年 8 月 31 日まで、既に取得したもので第 3 の変更届または第 4 の既指定装置型式指定を受けようとするものについては平成 32 年 8 月 31 日まで、従前の例によることができる。
4. 本改正規定中、第 8 30 .及び第 8 31 .に係る改正規定は当分の間、従前の例によることができる。

附 則（平成29年 3 月24日付け、国自審第2007号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成29年 3 月24日より施行する。

附 則（平成29年 7 月 3 日付け、国自審第525号、国自技第57号、国自環第59号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成29年 7 月 3 日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第8 16.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成30年8月31日まで、既に型式を取得したもので第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては平成33年8月31日まで、従前の例によることができる。
3. 本改正規定中、第8 52.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成32年8月31日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。
4. 本改正規定中、第8 54.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成32年8月31日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては平成34年8月31日まで、従前の例によることができる。

附 則（平成29年10月10日付け、国自審第1149号、国自技第131号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成29年10月10日より施行する。
（経過措置）
2. 本改正規定中、第8 9.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成30年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車に備えるかじ取装置に係る認定にあっては平成32年3月31日）まで、既に型式を取得したもので第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては平成33年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車に備えるかじ取装置に係る認定にあっては平成35年3月31日）まで、従前の例によることができる。

附 則（平成30年2月9日付け、国自審第1815号、国自技第192号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成30年2月10日より施行する。
（経過措置）
2. 本改正規定中、第8 60.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては平成31年8月31日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の変更の承認を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

附 則（平成30年6月29日付け、国自審第585号、国自環第45号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、平成30年6月29日より施行する。
（経過措置）
2. 平成30年9月30日以前に申請又は届出するもの及び平成30年9月30日以前の申請

又は届出に係る既指定装置型式指定申請又は変更届出を平成 30 年 10 月 1 日以降に行うものは、改正後の附則 4 に定める規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年 7 月19日付け、国自審第692号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成30年 7 月19日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第 8 51.に係る改正規定は既に型式を取得したもので第 3 の変更届または第 4 の既指定装置型式指定を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

附 則（平成30年10月16日付け、国自審第1210号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成30年10月16日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第 8 9.に係る改正規定は当分の間、従前の例によることができる。

3. 本改正規定中、第 8 23.及び第 8 24.に係る改正規定は当分の間、従前の例によることができる。

附 則（平成30年12月28日付け、国自審第1586号、国自技第182号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成30年12月 2 日より施行する。ただし第 8 25.に係る改正規定は、平成31年 1 月 2 日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第 8 51.に係る改正規定は当分の間、従前の例によることができる。

3. 本改正規定中、第 8 55.に係る改正規定は当分の間、従前の例によることができる。

附 則（平成31年 3 月28日付け、国自審第2106号、国自技第276号、国自環第204号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成31年 4 月15日より施行する。

附 則（平成31年 3 月29日付け、国自審第2105号、国自環第205号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、平成31年 3 月29日より施行する。

（経過措置）

2. 平成 31 年 8 月 31 日以前に申請するもの及び平成 31 年 8 月 31 日以前の申請に係る既

指定装置型式指定申請を平成 31 年 9 月 1 日以降に行うもののうち、細目告示第 41 条第 2 項第 5 号ロ又はハが適用される自動車のうち二輪自動車に係るものは、改正後の別紙 2 定める規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則（平成31年4月1日付け、国自審第1981号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成31年6月30日より施行する。

附則（平成31年4月15日付け、国自審第2106号、国自技第276号、国自環第204号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、平成31年4月15日より施行する。

附 則（令和元年5月28日付け、国自審第136号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和元年5月28日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第8 49.、50.及び53.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては令和2年8月31日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。
3. 本改正規定中、第8 53.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては令和2年8月31日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和元年6月25日付け、国自審第352号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和元年7月1日より施行する。

附 則（令和元年10月9日付け、国自審第1089号、国自技第101号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和元年10月15日より施行する。ただし、第8 62.～63.、66.～85.、89.、94.～95.については令和元年11月15日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第8 62.～63.、66.～85.、89.、95.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては令和3年11月15日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和 2 年 1 月 30 日付け、国自審第 1814 号、国自技第 202 号、国自環第 132 号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 2 年 1 月 31 日より施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日付け、国自審第 2163 号、国自技第 261 号、国自環第 166 号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日より施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 29 日付け国自審第 365 号、国自基第 15 号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 2 年 5 月 29 日より施行する。
（経過措置）
2. 本改正規定中、第 8 54. に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては令和 3 年 8 月 31 日まで、既に取得したもので第 3 の変更届または第 4 の既指定装置型式指定を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和 2 年 8 月 5 日付け国自審第 739 号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（令和 2 年 11 月 23 日）より施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 25 日付け国自審第 1073 号）
（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 2 年 9 月 25 日より施行する。
（経過措置）
2. 本改正規定中、第 8 13.、43.～45.、96. に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては令和 4 年 8 月 31 日まで、既に取得したもので第 3 の変更届または第 4 の既指定装置型式指定を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。
3. 本改正規定中、第 8 20. に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては令和 6 年 4 月 30 日まで、既に取得したもので第 3 の変更届または第 4 の既指定装置型式指定を受けようとするものについては令和 8 年 4 月 30 日まで従前の例によることができる。
4. 本改正規定中、第 8 100. に係る改正規定のうち、協定規則第 48 号に係るものについては新たに型式を取得するものについては令和 4 年 7 月 5 日まで、既に取得したもので第 3 の変更届または第 4 の既指定装置型式指定を受けようとするものについては令和 6 年

7月5日まで、従前の例によることができる。

附 則（令和2年10月30日付け、国自審第1259号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日国自総第283号）

本改正規定は、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令の施行の日（令和3年1月1日）から施行する

附 則（令和2年12月25日付け国自審第1950号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和3年1月3日より施行する。ただし、第8 30.～31.、43.～44.、106.については令和3年1月22日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第8 17.に係る改正規定は当分の間、従前の例によることができる。
3. 本改正規定中、第8 40.～41.に係る改正規定のうち、新たに型式を取得するものについては令和4年7月5日まで、既に取得したもので第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては令和6年7月5日まで、従前の例によることができる。

附 則（令和3年4月9日付け国自審第35号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和3年4月9日より施行する。

附 則（令和3年6月9日付け国自審第516号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和3年6月9日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第8 32.36.37.38.39.40.41.54.55.に係る改正規定は当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和3年9月30日付け国自審第1196号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和3年9月30日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定中、第8 67.、70.～89.、93.、99.に係る改正規定は新たに型式を取得するものについては令和3年11月15日まで、すでに取得したもので第3の変更届または第4の既指定装置型式指定を受けようとするものについては当分の間、従前の例によることができる。
3. 本改正規定中、第8 5.、7.、20.及び64.に係る改正規定は当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和3年11月30日付け国自審第1515号）

（施行期日）

本改正規定は、令和3年11月30日より施行する。

附 則（令和4年1月7日付け国自審第1699号国自整第225号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和4年1月7日より施行する。
（経過措置）
2. 本改正規定中、第8 10及び27.に係る改正規定は当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和4年3月31日付け国自審第2330号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和4年3月31日より施行する。
（経過措置）
2. 本改正規定中、別紙6及び別紙7の様式は認証実施要領附則7－3又は7－5による走行を実施するものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（令和4年6月22日付け国自審第622号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和4年6月22日より施行する。
（経過措置）
2. 本改正規定中、第8 14.、15.、25.～26.、53.、94.、101.及び109.に係る改正規定は当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和4年10月7日付け国自審第1512号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和4年10月8日より施行する。ただし、第8 66.に係る改正規定（「第154号」を「第154号第2改訂版」に改める部分に限る。）は、令和5年6月8日

から施行する。

(経過措置)

2. 本改正規定中、第8 18.、66.、102.及び103.に係る改正規定は当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和4年12月23日付け国自審第2168号）

(施行期日)

1. 本改正規定は、令和5年1月4日より施行する。ただし、第1並びに第8 99.、100.の改正規定については令和5年1月19日より施行する。

(経過措置)

2. 本改正規定中、第1並びに第8 3.、4.、11.、12.、19.、32.～34.、42.、67.、70.～89.、93.、101.及び108.に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和5年5月30日付け国自審第265号）

(施行期日)

1. 本改正規定は、令和5年6月5日より施行する。ただし、第1 1（57）並びに第8 54.107.及び108.の改正規定については令和5年6月8日より施行する。

(経過措置)

本改正規定中、第8 23.、24.及び34.に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和5年6月30日付け国自審第391号）

(施行期日)

1. 本改正規定は、令和5年7月1日より施行する。

附 則（令和5年9月25日付け国自審第1019号）

(施行期日)

1. 本改正規定は、令和5年9月25日より施行する。

(経過措置)

2. 本改正規定中、第8 3.、4.、25. 及び26. に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和5年9月25日付け国自総第193号）

(施行期日)

- 1 本改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本改正規定の施行の際現にある本改正規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和 5 年 12 月 21 日付け国自審第 1797 号）

（施行期日）

本改正規定は、令和 5 年 12 月 21 日より施行する。

（経過措置）

1. この通達による改正後の装置型式指定実施要領第 8 25. ～30. に掲げる特定装置の種類に係る装置型式指定基準は、当分の間、協定規則第 110 号第 2 改訂版、第 110 号第 3 改訂版、第 110 号第 4 改訂版、第 110 号第 5 改訂版とすることができる。
2. この通達による改正後の装置型式指定実施要領第 8 33. 及び 34. に掲げる特定装置の種類に係る装置型式指定基準は、当分の間、協定規則第 134 号とすることができる。

附 則（令和 6 年 1 月 5 日付け国自審第 1824 号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 6 年 1 月 5 日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定による改正後の第 8 18. 及び 19. 並びに別添 51 に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和 6 年 6 月 1 4 日付け国自審第 539 号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 6 年 6 月 1 5 日より施行する。ただし、第 8 77.、132. の改正規定については令和 6 年 6 月 2 0 日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定による改正後の装置型式指定実施要領第 8 40. ～42.、50. ～55.、69. ～70.、73.、75. ～76.、120. 及び 131. に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和 6 年 9 月 20 日付け国自審第 1291 号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 6 年 9 月 22 日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定による改正後の装置型式指定実施要領第 8 112.、120. ～122. に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和 6 年 12 月 25 日付け国自審第 2170 号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 7 年 1 月 10 日より施行する。

（経過措置）

2. 本改正規定による改正後の装置型式指定実施要領第 8 46.、113. に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日付け国自審第 2867 号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

2. 令和 8 年 3 月 31 日以前に装置型式指定申請を行うものは、改正後の別添 21 第 I 編別紙 2 第 2 項第 1 号及び第 II 編別紙 2－1 第 2 号第 1 号に定める規定に関わらず、従前の例によることができる。

3. 令和 7 年 4 月 1 日以降に既指定装置型式指定申請を行うものは、改正後の別添 21 第 I 編別紙 2 第 2 項第 1 号及び第 II 編別紙 2－1 第 2 号第 1 号に定める規定に関わらず、当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和 7 年 6 月 17 日付け国自審第 516 号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 7 年 6 月 17 日より施行する。ただし、第 8 8.、70.並びに 75.のうち協定規則第 173 号の改正規定については令和 7 年 6 月 23 日、75.のうち協定規則第 174 号の改正規定については令和 7 年 7 月 6 日に施行する。

2. 本改正規定による改正後の装置型式指定実施要領第 8 23.、25.、44.、51.～52.、59.～60.、69.、75.のうち協定規則第 16 号第 10 改訂版及び 125.～126.に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和 7 年 9 月 26 日付け国自審第 1305 号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 7 年 9 月 26 日より施行する。ただし、第 8 1.のうち協定規則第 177 号の改正規定については令和 7 年 9 月 27 日より施行する。

2. 本改正規定による改正後の装置型式指定実施要領第 8 17.、25.、47.～48.、129.に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和 8 年 1 月 9 日付け国自審第 2150 号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 8 年 1 月 11 日より施行する。ただし、第 1 1. (50)及び第 8 74.

については令和 8 年 3 月 31 日より施行する。

2. 本改正規定による改正後の装置型式指定実施要領第 8 8 .、72.、73.、77.及び 84.に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和 8 年 6 月 4 日付け国自審第 585 号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 8 年 6 月 4 日より施行する。
2. 本改正規定による改正後の装置型式指定実施要領第 8 42.、47.、128.及び 129.に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和 8 年 9 月 30 日付け国自審第 1685 号）

（施行期日）

1. 本改正規定は、令和 8 年 9 月 30 日より施行する。ただし、第 8 1 .のうち協定規則第 182 号、第 183 号の規定については令和 8 年 10 月 20 日より施行する。
2. 本改正規定による改正後の装置型式指定実施要領第 8 2 .、3 .、4 .、5 .、6 .、7 .及び 89.に係る改正規定は、当分の間、従前の例によることができる。